

平成25年12月11日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 穴戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	14番 岡田 美津子	15番 杉原 利明
16番 亀井 源吉	17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠
22番 小田 伸次	23番 林 千祐	24番 久保井 昭則
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
総務部長 元 廣修	特命プロジェクト推進部長 堂本 昌二
財務部長 福永 清三	地域振興部長 藤井 啓介
産業部長 兼農業委員会 事務局 上岡 讓二	福祉保健部長 森田 和利
子育て支援部長 瀧 奥 恵	教育長 児玉 一基
教育次長 白石 欣也	建設部長 花本 英蔵
水道局長 坂本 高宏	市民病院部 事務局 山本 直樹
君田支所長 平岡 淳	布野支所長 反田 博美
作木支所長 瀧 奥 祥二郎	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細 美 好宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局 上野 哲之	監査事務局長 伊川 文雄
市民生活課長 稲倉 孝士	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大 鎗 克文	次 長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧 熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 岡 田 美津子 須 山 敏 夫 吉 岡 広小路 杉 原 利 明 齊 木 亨 鈴 木 深由希 澤 井 信 秀 助 木 達 夫

平成25年12月三次市議会定例会議事日程（第4号）

（平成25年12月11日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		岡 田 美津子…………… 163
		須 山 敏 夫…………… 179
		吉 岡 広小路…………… 196
		杉 原 利 明…………… 209
		齊 木 亨（延会）
		鈴 木 深由希（延会）
		澤 井 信 秀（延会） 助 木 達 夫（延会）



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中、お越しいただき、まことにありがとうございます。

本日は一般質問の3日目を行います。

ただいまの出席議員数は26人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、平岡議員及び大森議員を指名いたします。

この際御報告いたします。

本日の一般質問に当たり、吉岡議員からパネルを使用したい旨、事前に申し出がありましたので、これを許可しております。

なお、パネルの内容については資料として配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（沖原賢治君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 皆さんおはようございます。

岡田美津子でございます。一般質問も3日目となり、トップバッターで質問させていただきます。

今回は、これまで質問した中の検討も含めて大きく3点について、障がい者の自立、就労支援の取り組みと学校教育環境の整備、そして女性の雇用拡大に対する子育て支援の充実について質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、障がい者の自立、就労支援の取り組みについてお伺いいたします。

障害者優先調達推進法について、まずお伺いいたします。

障害者優先調達推進法が2012年6月27日に公布され、ことし、平成25年4月1日から施行されております。この法律は、国と独立行政法人に対して、障がい者が就労施設でつくった製品の購入や清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務づけたものです。

まず、この法律の概要をお伺いいたします。

（福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 森田福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森田和利君 登壇〕

○福祉保健部長（森田和利君） この法律は正式には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律と称しておりまして、障がい者の就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公共機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するよう必要な措置を講じることを定めた法律でございます。

この中で、地方公共団体には毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務づけられております。また、入札等において競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するため必要な措置を講ずるよう努めることが定められておるところでございます。同法は平成24年6月20日に成立いたしましたして、同月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されているものでございます。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 先ほど詳しく概要の説明をしていただきましたけれども、施設や自宅で働く障がい者がふえる一方で、景気の低迷によって、障がい者の働く環境は一般の方よりも非常に厳しい状況になっております。そういった背景の中でこの法律が成立したわけですが、この法律は、自民、公明の両党が2008年に提出し政権交代で廃案となったハート購入法案が、今回このような形で成立したということです。障がい者の自立には就労が大きな柱になることは言うまでもありません。このためにも、障害者優先調達推進法が障がい者の就労の機会を増加させ、自立を促進することにもつながると思っております。また、この法律は、先ほどおっしゃったように市町村に対しても毎年度物品などの調達に関して、障害者就労施設からの物品の調達の推進を図るための方針を作成することとなっており、調達方針作成の公表、また調達実績の取りまとめと公表もあわせてうたわれております。本市ではどのように取り組むお考えか、お伺いいたします。

（福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 森田福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森田和利君 登壇〕

○福祉保健部長（森田和利君） 先ほど法律の概要で御紹介いたしましたとおり、それぞれの自治体においては障がい者の優先調達方針を策定する必要がございます。このことから、市では平成25年度の調達方針を策定いたしまして、クリーンセンターの車両用のバイオ燃料であります廃食油の精製業務の委託、あるいは会計課で調達しております収納ボックスの事務用品と、これにつきまして市内の障害者就労支援施設から調達を行うということを計画し、現在行っているところでございます。また、さらに平成26年度の調達方針案を現在取りまとめ中でございまして、市役所全部署を対象に、市内の障害者就労施設等から調達できる物品や役務の目標額等

の調査、ヒアリングを実施しながら、積極的な推進に努めているとでございます。

今後、この計画に基づく調達実績等につきまして毎年取りまとめをいたしまして、ホームページ等で公表をしていきたいと考えているところでございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) クリーンセンターの燃料の精製の業務委託とか、積極的に拡大しているように思われるということで、本当に心強く思っております。

また、この法律では公契約においても定めております。自治体が商品の購入や業務委託をする場合、競争入札による契約が原則となっております。しかし、民間企業に比べて競争力の弱い障害者就労施設が契約するのは難しいのが実情です。この法律では、法定雇用率の達成や物品を購入していることにも配慮するなど、障がい者の就労を促進するための措置も定められているということですが、この法律の施行を受けて本市は今後どのように取り組もうとされているのか、お伺いしたいと思います。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 現在三次市が発注しております建設工事に参加する者に必要な資格の中では、事業者が障がい者を一定以上、直接かつ恒常的に雇用している場合には、建設工事入札参加資格のランクづけに加点項目などを設けることとしているところでございます。今後、こうした建設工事や物品購入などの優先調達分野への実効ある適用拡大を図っていくためには、市内事業所等の全体的な障がい者雇用の底上げのための啓発であるとか理解が不可欠であると認識しているところでございます。このことから、今後は商工会議所や広域商工会などを対象に、さまざまな障害の特性やそれに必要な配慮を理解していただくため、誰もが暮らしやすい地域社会を皆でつくっていく運動としての全県下で現在取り組んでおります「あいサポート運動」というのがございますけれども、これとも連携をしながら、企業、事業所等への障がい者に対する理解の推進に努めてまいりたいと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 本市においても、障害者施設の受注の機会がふえることを期待しております。

また、現在市役所の新庁舎を建設中でございますけれども、障がい者の皆様を雇用してのカフェやショップなどのスペースを検討されていらっしゃるのでしょうか。この点をお伺いしたいと思います。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 森田福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森田和利君 登壇〕

○福祉保健部長（森田和利君） 障害のある人が喫茶や販売の業務を通じて接客などの訓練を行うことで、自立や社会参加促進につながる効果が期待できるものと認識しているところでございます。しかしながら、本市の場合、新庁舎でのカフェやショップ等スペースの確保は可能ではありませんけれども、採算性あるいは継続性の問題など就労促進対策としての効果を求めていくには、行政が直接雇用する方法等とか、そういう部分につきましては難しい課題があるものと考えているところでございます。こうした、庁舎を含め公共施設等のスペースを利用した福祉型のショップのあり方につきましては行政だけでは難しい部分もありますので、今後障がい者団体の皆様、あるいは障がい者自立を支援する就労支援部会というのがございます。こちらへもそういった方向性も図りながら、今後の取り組み等が可能であるかどうかということも協議、相談してまいりたいと思っております。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） カフェはなかなか採算性もあって難しいということでございますけれども、ショップのほうということの御答弁でございましたが、新庁舎の特別調査委員会でも視察に行きましたけれども、東広島の新庁舎では1階のスペースで障がい者を、知的障がい者、精神障がい者を就労体験する喫茶コーナーをオープンしていらっしゃいました。見に行きましたけれども、本当に狭いスペースでしたけれども、皆さんが生き生きと働いていらっしゃる姿を見ました。こういうふうに市がまず率先しての取り組みが重要だと思いますので、今後とも前向きな方向で考えていただきたいと思います。

また、障害者優先調達法につきましては、平成25年、ことし4月からの施行ということで、まだまだ不十分な点もあろうかと思っておりますけれども、他の機関との連携も取り組みながら、障がい者の就労促進につながるようしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、(2)番の障がい者の雇用についてお伺いいたします。

まず、本市における障がい者の雇用の状況と就労支援の状況をお伺いいたします。

（福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 森田福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森田和利君 登壇〕

○福祉保健部長（森田和利君） 市内の民間企業の障がい者雇用状況でございますが、平成25年度の数値で、法定雇用義務のある従業員50人以上を対象とした事業所は36社ございまして、そのうち障がい者の雇用数は85.5人、率にいたしまして1.86%でございます。法定雇用率が現在2.0%となっておりますが、この2.0%を達成してる企業の割合は58.3%と、過半数をクリアしているという状況でございます。障害別内訳といたしましては、身体障害のある方が63.5人、知的障害のある方が7.5人、精神障害のある方が14.5人という状況でございます。



また、一般企業への就労支援につきましては、就業のあっせん活動は取り組みを強化するという観点から、三次市生涯学習センターの2階へ現在誘致をしております備北障害者就業・生活支援センターが、これを担っております。そして、障害者支援センターと相談活動との一体的な連携を持ちながら、平成22年4月の開設以来、ことしの10月末までの就労支援の状況といたしましては、このセンターへの登録者が115人いらっしゃいまして、そのうち一般企業への就労に結びついた方は56人という状況でございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 先ほど質問の内容の状況を詳しくお伺いいたしましたけれども、本市の障がい者の就労の支援は、先ほどおっしゃったようにさまざまな機関との連携のもと、三次市障害者自立支援協議会を立ち上げられて、就労に関しては三次市自立支援ネットワーク連絡会議の中での就労支援部会において真摯に取り組んでおられるところでございます。また、平成26年から始めようとされております障害者人材活用センターの創設も、さきの障害者優先調達推進法を実りあるものとし、障がい者の就労機会と収入アップのためには重要な取り組みであると思っております。今後ともしっかりと力を入れていただきたいと思っております。

そのような取り組みの中で、障がい者の一般就労におきましては、就職後の相談支援など現在幅広く対応しておられるようではございますけれども、やはり障がい者の方の定着雇用となると、その方々を専門的に支えるジョブコーチという支援制度が必要なのではないでしょうか。ジョブコーチとは、障がい者の就労に当たってできることとできないことを事業所に伝えて、障がい者がスムーズに就労できるよう職場内外の支援の環境を整える専門的な人のことです。本市ではハローワークにジョブコーチは配置していないとお聞きいたしました。今後ジョブコーチの人材の確保、育成について本市ではどのようにお考えか、お伺いいたします。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 障害のある方が一般事業所等への職場に雇用され、そして定着して就労していくためには、議員御紹介のように職場適応に関するきめ細やかな支援や職場の雇用主の方や同僚の方への、そういった方の理解とか配慮というものが欠かせません。そういった支援をする役割としまして、先ほど御紹介ありましたようにハローワーク等がジョブコーチという制度を設けているところでございます。現在三次市では、ハローワークにそういったジョブコーチの人材の配置というのがございませんので、広島のほうから、お願いをして協議をして派遣していただくということになります。それ以外に、三次市ではその役割を、先ほど御紹介いたしました備北障害者就業・生活支援センターが担っております。これは、ハローワークと一体となって就業あっせんが活動ができるという仕組みでございまして、一般企業の就労支援といたしまして、まず希望する職場の見学から始まり、就労前の職場体験や、必要に応じて

職員がジョブサポーターとして同行して、サポートを行っているところがございます。雇用となった場合も、必要に応じまして一定期間このセンターの職員がサポーターとして同行いたしまして、悩みや困ることへの相談等をサポートしているところがございます。

現在、先ほど紹介いたしました就労支援した方の中の、現在40人の方がこのサポートを受けまして一般企業で就労されておまして、今後も障がい者雇用の拡大とともに、そのニーズもふえてくるものと考えていることから、今後この支援員の増員も含めまして備北障害者就業・生活センターの充実についても、国、県等にも働きかけを行っていききたいというふうに考えております。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 総括的に私のほうから、行政の現状と方向性について少し申し上げさせていただきます。

障がい者の皆さんの自立、就労支援については、ぬくもりと福祉のまちづくりの大きな柱の一つとして捉え、障害のある方が地域で生き生きと自分らしく生活し続けるまちづくりを目指していきたいということを基本に置きながら、進めさせていただきたいと思っております。

現状を少し申し上げますと、障がい者の皆さんの自立支援給付費の予算については、訓練等給付費、平成24年度の実績では2億5,900万円という予算規模の中で推進を図っておるわけですが、今後においては、昨日申し上げましたように障がい者の皆さんの支援を含めて、仮称ではありますが福祉総合相談支援センター、そういう仕組みをつくりながら、創設しながら、障がい者の皆さんへの支援なり雇用の確保へ、1つは進めていきたいというのが第1点であります。

第2点目は、先ほど森田部長が申し上げましたように障がい者の優先調達推進法、これを受けまして、私自身も庁内的にその法律に即応した市としての対応をすべきであるということで、庁内的にそれを積極的に取り組みをさせていただきたいというのが2点目であります。

3点目は、先ほど新庁舎の件とか、いろいろ御提言をいただきました。そこらも今後の課題として捉えていきたいと思っておりますが、あえてきょう申し上げさせていただくのは、雇用の中で1つは、確保として植物工場というのを1つテーマに上げさせていただいております。来年度において、平成26年度において、障がい者の皆さんの雇用という観点から植物工場の実現に向けて、来年度、模索、調査して、できるだけ早い時期に公共施設含めた遊休施設を活用した、障がい者の皆さんの雇用という観点からそうした植物工場を実現をぜひ目指していきたい、このような新たな考え方をもちながら、障がい者の皆さんが先ほど言いましたように生き生きとして生活ができる、そうした行政としての御支援といたしますか、そういう仕組みづくりを、あるいは雇用の確保をやっていききたいと、進めていきたいと、このように思っております。

以上、基本的な面と今後の方向性含めて申し上げます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 先ほど市長から、障がい者の雇用に対する熱い思いを聞かせていただきました。ありがとうございます。

それと、先ほど部長がおっしゃいました、これからの支援員の充実とか、今ジョブコーチは広島から派遣しているということですが、やはり三次市として本当に身近にいらっしゃるということは大切なことだと思います。今おっしゃったように、精神障害を持った方、また発達障害を持った方の定着の雇用には本当に重要なことだと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

また、障害を持っていても働きたいという気持ちは、皆さん本当にしっかりと持っておられます。障害を個性として認め、ともに働く仲間として、障がい者の雇用の拡大は定着支援につながるためにもジョブコーチの存在は必要であり、障がい者を雇用する側にとっても重要なキーポイントになると思います。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

私ごとですけれども、この夏、私は人工股関節の手術をし、障がい者の手帳をいただきました。市長も春でしたか、松葉づえをついていらしたことがありましたけれども。私はまだまだ軽いものですが、少しでも障害を持った方の気持ちを理解する、理解できる大きなきっかけになったように思います。今後とも障がい者の雇用の促進などにおきましては、就労支援のネットワークを強化して、障害者人材活用センターの機能も充実させ、本市が中心となって備北地域全体が一体となって進めていっていただきたいと思います。

次に、大きな2番の教育環境の整備についてお伺いいたします。

まず初めに、夏の猛暑、熱中症対策についてお伺いいたします。

地球温暖化が世界的にも非常に懸念される中、ことしは昨年にも増して暑く、長期間の夏となりました。高知県四万十市では、8月12日に国内史上最高気温41度を記録し、さらに3日間連続40度以上という最高記録でした。多くの県で、近年6月から40度近くを更新するところが出てきております。三次市においても、ことし5月、6月から30度を超える日が多くあり、7月には軒並み30度以上の猛暑日が続く、35度近くになる日もありました。9月に入りましても、まだまだ35度近くになる日も何日かありました。私は平成22年12月の定例会で、昔と違って尋常ではない近年のこの暑さに対して、学校現場での暑さ対策について質問させていただきました。その後の学校での天井扇、置き型扇風機、エアコンの整備状況、暑さ対策、熱中症対策の取り組み状況をお伺いいたします。

また、教育長はその後、この状況調査のために学校に足を運ばれましたでしょうか。あわせてお伺いしたいと思います。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 学校における暑さ対策の実施状況について、まずお答えを申し上げます。

す。

現在、暑さ対策としましては、平成19年度から全ての学校の普通教室や特別教室等に天井扇を設置しております。これは来年度で全学校の必要な教室への設置を終える計画です。また、エアコンにつきましては、全学校の保健室へ設置するとともに、職員室、校長室へも設置をしております。その他の教室等では、特別支援教室、パソコン教室、図書室、音楽室、視聴覚室、ランチルーム等へ設置しておりますが、まだ全ての学校で設置している状況ではありません。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 先ほど岡田議員のほうから、教育長は学校へ行かれたかということでございますが、できるだけ学校現場に行きまして子どもたちの授業のところを見させていただいたり、あるいは公開研究会で行ったりということがありまして、7月、それから9月には行っておりまして、特に2階とか3階とか4階とかってところでは、非常に夏の間、あるいは9月の初めごろは、なかなか暑い時期だなあとということを思っております。天井扇とかそういうなものについては、できるだけ計画的に整備をしておりますが、なかなか、暑いことは間違いありませんが、天井扇などについては整備をさせていただいてる。実際に、そういう現場について行って感じておることは確かでございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 教育長も行っていただいたということで、ありがとうございます。天井扇とか、まだもう少し完全ではないということで、早急に整備していただきたいと思っておりますけれども、私はこの学校での暑さの対策として、近年この暑さ、児童・生徒がしっかりと学んでいくためには普通教室にもエアコンが必要なのではと思うようになりましたけれども、今後エアコンの整備などどのようにお考えか、もう一回伺いたしたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) エアコン設置の年次計画は現在のところ策定しておりませんが、まだ設置されてない特別支援教室やランチルーム、そして音楽室や図書室などの特別教室を優先的に整備をし、その後、ほかの普通教室等の検討をしていきたいと考えております。また、校舎増築や新築等を行う学校につきましては、暖房としても使用するという計画を持ち、エアコンを設置するようにしております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番（岡田美津子君） 学校の3階、4階では、天井扇、置き型扇風機だけでは熱風を循環させるだけということもあろうかと思えます。全教室へのエアコンの設置が無理なようなのであれば、やはりまだ音楽室、図書室といった特別教室へのエアコンの整備を早急に早めていただきたいと思えます。時間割りの編成などの調節をして特別教室を活用して授業を行うなど、しっかり工夫して、児童・生徒が元気で学んでいけるようお願いしたいと思えます。

次に、教育現場の猛暑、熱中症対策として、ミストシャワーの設置が有効だと考えております。午後の体育の時間、昼休みなど、子どもたちが元気に運動した後の教室の中は、子どもたちの体温の上昇でさらに熱気に満ちていると考えられます。近年、ショッピングモールや商業施設、駅などで見かけることが多くなりましたが、このミストシャワーとは水道水を微細な霧状にして噴射し、その気化熱で周辺の気温を下げるものです。ミストシャワーは水道の蛇口と直結して使用するため、噴射には電気が不要です。水道料金も安く抑えられると聞いております。設備費用も、何と1セット2,500円ぐらいです。低コストですが冷却効果は高く、平均して2度から3度ぐらい気温を下げます。小・中学校の体育館、また体育館や児童・生徒の出入りする玄関に設置することによって、運動場、運動後の体温の低下に一定の効果が期待できると思えます。教育現場での熱中症対策にミストシャワーの導入をすべきと思えますが、教育長の御所見をお伺いしたいと思えます。

（教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 児玉教育長。

〔教育長 児玉一基君 登壇〕

○教育長（児玉一基君） ミストシャワーにつきましては、現時点では導入するという計画を持ってはおりませんが、先ほども議員のほうからお話がありましたように、高価なものから安価なものまであるだろうというふうに聞きますので、今後課題として研究をさせていただきたいというふうに考えております。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 今設置の計画はないということですが、やはり子どもたちがしっかり学びやすい環境づくりというのはとても重要なことであり、しっかりと腰を据えてやっていただきたいことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

尾道市では全ての全小・中学校にミストシャワーを既に設置し、児童・生徒に大変喜ばれているということもお聞きいたしました。猛暑対策の効果を望めるミストシャワーの設置を、ぜひ普及させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、(2)番のデイジー教科書の普及についてお伺いいたします。

私は、学校のICT、情報通信技術の整備の一環として全小・中学校に電子黒板の整備をと、以前の一般質問でも要望してまいりました。まず、電子黒板の整備状況、またそれらの活用状況についてお伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 本市では、平成21年度に電子黒板を市内小・中学校に各1台整備しました。学校では、各教科や総合的な学習の時間などで電子黒板を活用しております。具体的には、教師が活用する場合は写真や動画等を提示して、学習への関心や意欲を高めたり言葉の説明を補ったりするという使い方をしてしています。児童・生徒が、子どもたちがじかに活用するという場合は、自分の考えや調べたことなどを電子黒板を使って視覚的にわかりやすく発表するというような活用を行っております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 各学校に1台ずつということですね。ですけれども、まだまだこの電子黒板、活用の仕方があろうかと思えます。しっかりとふやしていただきたいと思っております。

次に、発達障害や知的障害、また視覚障害などで読むことが困難な児童・生徒の学習支援についてお伺いしたいと思います。

まず、本市におきましては、特別支援教室におけるこのような障害を持った児童・生徒に、教科用図書の使用についてどのような配慮をしておられるのか、お伺いしたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、各学校で児童・生徒の実態に応じた適切な図書を選定いたしまして、この意見をもとに教育委員会が採択しております。本市では、特別支援学級で使用できる教科用の図書の種類、それから特別支援学級の教科課程や各教科の特色等につきまして学校へ説明をし、文字が読みづらいなど一人一人の児童・生徒の実態に応じた適切な教科用図書が選定できるよう指導しております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 平成20年9月に、障害のある児童及び生徒のための教科用特別図書等の普及の促進に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。この教科書バリアフリー法の施行を機に、通常の教科書の内容をパソコンなどを活用して音声や文字で同時再生できるようにした、いわゆるデジジー教科書が作成できるようになり、著作権法の改正により、これまでの制約が大幅に緩和され、特別支援教育の現場や保護者の間で話題になってお

ります。文部科学省の調査研究においても、保護者などから学習意欲が向上したとの効果が表明されるなど、デージー教科書の普及促進への期待が高まっております。本市には発達支援センターも整備され、特別支援教室も細やかに支援されておられると聞いております。他の自治体に先駆けて、このデージー教科書の活用に積極的に取り組んでいただきたいと思いますけれども、御所見をお伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) デージー教科書を初めとするデジタル教科書につきまして、文字の拡大提示とか、読み仮名や語句の意味などの情報提示、そして挿絵の提示、音声による文章の読み上げといった機能があるというふうに認識しております。現在三次市ではデージー教科書を活用した実態はございませんが、文字の読み書きや計算、コミュニケーションなど、さまざまな困難さがある児童・生徒にとって、こういったデジタル教科書、あるいは先ほど御質問にあった電子黒板、タブレット型パソコンなどのICTを有効に活用できるという場面が今後必要になってくるというふうに考えております。本市としましても、今後も学校と十分連携を図りながら、特別支援学級のICT環境の充実について検討していきたいと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 保護者の方から私のところにもデージー教科書についての問い合わせがありました。発達障害児の児童・生徒がふえている現状を踏まえて、保護者の方へのデージー教科書の周知も重要だと思います。普通教室にいらっしゃるグレーゾーンの子どもの自宅での予習復習にもつながります。子どもの学習理解の効果も明らかになっております。学校現場での普及促進、また教職員の機器の活用や指導方法も欠かすことができないと思いますが、それらの考え、取り組みについても再度お伺いしたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) デージー教科書等デジタル教科書や各種デジタル教材等ICTにつきまして、これは適切に活用すれば大いに教育効果を発揮するものと考えております。一方で、ICTを使いさえすれば、その効果が発揮できるというものではないと思います。教員が指導する際に、ICTを有効に活用できる力量をまずつけるということが大事だと考えます。このために、各学校に対してICT活用に関する情報提供をしっかりと行っており、毎年度また実施している情報教育研修会を今後一層充実させまして、まずは教員のICT活用指導力の向上を図っていききたいと考えております。そして、学校現場でデジタル機材、ICTを活用できるという段階ができましたら、保護者の方にも広く周知もさせていただきたいと思っておりますし、そ

の活用状況を実際に授業参観等でもごらんいただけるような体制をしていきたいと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 先ほど次長がおっしゃったように、まず教師の力量をつけるということとは本当に重要なことだと思っております。また、よいものはしっかりと積極的に取り組んでいっていただきたいと思っております。充実した教育を受けることができるよう、教材などの学習環境を整備することは重要な課題だと思っております。教職員においても、ICTの機器を活用した授業の工夫、改善にしっかりと努力していただきたいと思っております。

次に、(3)番の小・中学校におけるがん教育の推進について伺います。

今やがんは2人に1人がかかる国民病で、死因の約3人に1人ががんによるものです。

そこでまず、本市のがんの罹患数、また人間ドック、集団検診などの受診の状況について伺います。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 本市としてのがん罹患率や市民全体の方を対象とした検診率等を示す数値や資料というのはありませんので、関連した数値のほうで御答弁をさせていただきたいと思っております。

広島県のがん対策事業でのがん患者の登録によりますと、平成22年、医療機関において登録をされた本市のがん罹患患者数は546名という資料がございます。

次に、平成24年度における三次市国民健康保険の加入者を対象といたしました、本市が実施しておりますがん検診の受診率につきまして御紹介させていただきます。胃がんが16.9%、肺がんが22%、大腸がんが21.5%、子宮がんが31.7%、乳がんが27.8%でございます。

なお、広島県では年間死亡者数約2万9,000人のうち約8,000人、3割弱の方ががんで亡くなっておられるという資料がございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 平成22年度に546人、これはがん登録された方に限定してということだと思いますけれども、まだまだ本当にこの3割の方ががんでという状況がありまして、たくさんの方ががんで亡くなっているという状況だと思います。こうした状況に対して、国はがん対策の推進基本計画を策定しており、その基本計画の中では、がんの教育、普及啓発の現状として、こう記しております。健康については子どものころから教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組ん



でいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育が不十分であることが指摘されているとあります。現在、命にかかわるがん教育が現状では不十分であることを国も認めております。本市においてのがん教育はどのような状況なのでしょう。何か工夫して特化した指導など行っておられるのでしょうか、お伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 学校におけるがん教育につきましては、学習指導要領にのっとりまして小・中学校の保健の授業の中で、生活習慣が主な原因で起こる病気であること、そして喫煙の習慣化が肺がんなどの要因になることなどについて指導を行っているところです。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 先ほど説明をしていただきましたけれども、文部科学省ではがんに関する小・中学校、高校での保健教育を強化いたします。2014年度からモデル校での先進的な授業や教育研修を実施して、2018年度に予定される学習指導要領の改訂でがんに対する記述を盛り込み、保健の教科書の内容の拡充を目指すとしております。がんの発生原因、治療方法、患者の介護、検診の重要性などの知識、医療の現状、命の大切さなど、総合的に学ぶことが重要だと思っております。児童・生徒の中には自分の両親、また身内の中にもがんにかかって、現実と向き合っていかななくてはならないこともあろうかと思えます。また、子どもが学ぶことが親の啓発にもつながっていきます。がんは怖いものではなく、早期発見、早期治療で治すことのできる病だということを知ることは重要だと思えます。本市は「いきいき健康日本一！」を目指すまちです。小・中学校でのがん教育をもっとしっかり国の方針に先駆けて取り組んでいただきたいと思いますが、再度御所見をお伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 平成24年6月に厚生労働省から示されましたがん対策推進基本計画、この内容で、子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することと、これを目指すこととしてされております。本市としましても、この基本計画の趣旨を十分踏まえて学校で指導を行っているわけですが、現在の学習指導要領について、がんの危険性ととも早期発見等も含めて適切な処置をすればがんも治るということも含めて、学校現場でそういった教育をしっかりと行っていくということが大事だと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 本市においては、しかし、まだまだ充実した内容でのがん教育ではないと思っております。その問題の一つに、やはり適切な教材がないということも大きな課題になっているのではないのでしょうか。がん教育を行うに当たって教材が少ないというこの課題、今広島県の呉市では、公益財団法人日本対がん協会というところが作成いたしました「がんって、なに？いのちを考える授業」というDVDを使っての授業を行おうとしております。これはアニメ風にできておりますけれども、何項目かに分けて、7項目か8項目かに分けて、がんのこととか、また生活習慣のこととか禁煙のこととか、とてもわかりやすくなっているDVDだと伺っておりますので、それらのことも、教材のこともしっかり調べていただきたいと思っております。改訂にはなりますけれども、教科書の改訂ということもありますけれども、先駆けてやはり取り組むべきのことだと思っております。

また、東京都の豊島区では、がん教育を推進するため先進的な取り組みを行っているようで、全国の100を超える自治体から問い合わせが相次いでいるということもお聞きいたしました。これらを参考になさって、2008年度の改訂に向けて、三次市は先行して小・中学校でのがん教育の取り組みを早くから進めていただきたいと思いますと思っておりますけれども、御所見をお伺いいたします。まだまだ今の状況では不十分だと思います。

（教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 児玉教育長。

〔教育長 児玉一基君 登壇〕

○教育長（児玉一基君） 先ほど議員がおっしゃったいろいろながんに対する教材、そういうものについて研究をさせていただきたいというふうに思います。ただ、先ほども次長が述べましたように、学習指導要領に沿ってその範囲の中で教材を研究をさせていただいて、そして子どもたちのがんについての教育ができるだけ行き渡るような努力をしていきたいというふうに思っております。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 学習指導要領の範囲の中でということでありましたけれども、ドクタービジットというお医者さんを派遣して特別授業をするというふうなこともやってるところも結構あると聞いておりますので、そういうふうな方向も考えて、いろいろ工夫して、いろんな先進事例を見られてやっていただきたいと思います。大きな課題だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3番の女性の雇用拡大に対する子育て支援の充実についてお伺いいたします。

日本の社会状況も変わり、働く女性がふえてまいりました。また、社会も女性の力を必要としている時代です。共働き世帯もふえております。そのような中、社会保障と税の一体改革の中で、より子どもを産み育てやすい環境の整備づくりが進められております。新制度では、市

町村が実施主体となって保育サービス、地域の子育て支援などの利用希望調査や、子ども・子育て支援事業の5カ年計画の策定などが義務づけられております。私は昨年12月の定例会において、子ども・子育て関連3法について質問いたしました。その後どのような状況でしょうか。地方版子ども・子育て会議の状況、またニーズ調査の手法や取り組み状況をお伺いいたします。

(子育て支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥子育て支援部長。

[子育て支援部長 瀧奥 恵君 登壇]

○子育て支援部長(瀧奥 恵君) 現在、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりまして、子育て支援部を中心に健康推進課や学校教育課、社会教育課など、庁内の関連部署が横断的連携のもと会議を開催いたしまして、ニーズ調査実施に向けての準備を進めております。

また、子ども・子育て会議につきましては、現在、学識経験者を初め、保護者、事業者、保育所、学校などの代表者を委員とした組織構成による設置について調整を行っておりまして、12月中には目途に第1回の会議を開催するよう準備を進めているところでございます。会議におきましては、子ども・子育て支援事業計画の内容などについての意見聴取や審議を行い、子ども・子育て支援施策の推進を図っていくこととしております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 子ども・子育て会議、12月中に第1回目の会議をとということですがけれども、この会議の中に一般の子育て中の方を入れるというふうな方法もやはり必要なのではないかと考えております。

話は変わって、子ども・子育て支援法での児童福祉法の一部改正で、このたび放課後児童健全育成事業の定義、規定の中で、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童という箇所を、小学校に就学している児童と改めて、小学校6年生までの拡大、設備運営についても条例において基準を定めなければならないとしております。本市の放課後児童クラブにおいては、新制度に移行した場合どのように取り組もうとされているのでしょうか。また、あわせて現在の状況と課題についてもお伺いいたします。

(子育て支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥子育て支援部長。

[子育て支援部長 瀧奥 恵君 登壇]

○子育て支援部長(瀧奥 恵君) 放課後の児童の居場所といたしまして、16カ所の現在放課後児童クラブ、7カ所の小規模型放課後児童クラブ、5カ所の放課後子ども教室の、合計28カ所の居場所があるところでございます。現在策定中である三次市総合計画におきましても、女性が働きながら子育てできる環境をつくることを重点施策の一つとしております。その関連施策の一つとしても示しておりますように、子どもの放課後の居場所づくりは大変重要な課題と認識しております。

小規模型放課後児童クラブにつきましては、児童の状況や地域の状況に応じて4年生以上の児童の入会が可能となっており、放課後子ども教室は、既に6年生までの児童を対象としているところでございます。今後、条件の整った小規模児童クラブから放課後子ども教室への移行を順次考えていくようにしております。また、市内10の小学校区にございます公設の放課後児童クラブにつきましては、今年度から試行によりまして、3カ所の児童クラブにおいて6年生まで入学できる学年を拡大し、運営しているところでございます。来年度はさらに試行を広げて、平成27年度を目途に全ての児童クラブで学年拡大を実施したいと考えておりますが、いろいろ施設の問題でありますとか指導員の確保等、これから準備、整えていく課題もあると認識をしております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 先ほど状況をお伺いして、本当に国に先駆けて拡大していらっしゃるという気持ちを持ちましたけれども、先ほど言ったように、国は放課後児童クラブを小学校全学年までの受け入れを推進しております。近年の社会状況の不安感、不審者対策の安全面からも、受け入れの拡大、利用時間の延長を望む声も多いのではないのでしょうか。現に私も保護者の方から、受け入れ学年拡大の要望をいただきました。また、安全で充実した放課後児童クラブの運営も重要だと思います。本市においては、平成23年度より開設されております先ほどの子ども教室などでは、また地域の協力を得ての放課後児童クラブでの受け入れは1年から6年までとされております。

また、平成27年度で全ての児童クラブの拡大をということでございますけれども、やはり先ほどおっしゃったように、課題として、人口集中地域での三次、八次、十日市など難しいことだと思いますけれども、今後どのような形で放課後児童対策を進められていこうとしておられるのか、再度お伺いしたいと思います。

(子育て支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥子育て支援部長。

[子育て支援部長 瀧奥 恵君 登壇]

○子育て支援部長(瀧奥 恵君) 先ほど最初に御答弁いたしました、今回子ども・子育て計画を立てる中でのニーズ調査も行っていくようにしておりますし、今年度、25年度、先ほど申し上げました試行的に3カ所拡大した児童クラブにおきましての4年生以上の申し込みがあった人数は、現状としては3カ所で6名というような状況もございます。特に、御質問も出ました市街地のほうにおきましては、今1小学校区単位でも複数の学級を持っている、十日市でも4カ所とかという中で運営をさせていただく中では、特に先ほど御質問のありました市街地につきましては、繰り返しになりますが施設や指導員の確保というところで、空き教室のこともありますし、いろいろな公共建物、あるいはいろいろな面で皆さん勉強する中で、計画も立てる中で、もう少し充実したものになるように進めていきたいと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 先ほどおっしゃったように、やはり人口が集中している市街地の居場所づくりは難しいと思います。これに地域の力を活用して、ボランティアの方とかシニアの方とか退職した方とかという活用しての取り組みもあるのではないかと思いますけれども、4年生以上の希望者だけでも空き教室を利用しての取り組みなどできないでしょうか。濟いませぬ、もう一回伺いたします。

(子育て支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥子育て支援部長。

[子育て支援部長 瀧奥 恵君 登壇]

○子育て支援部長(瀧奥 恵君) 先ほどもありましたように今指導者のほうは、教員免許でありますとか保育所の免許でありますとかということをお願いを、ハローワーク等でも募集をしておるところでございます。そういうシニアの方とか経験のある方も含めまして、広く地域のお力もかりる中で進めてまいりたいと思います。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 時代の変化とともに子育てのニーズも変化してまいります。放課後児童クラブ、また地域の放課後児童クラブ、子ども教室の総点検、施設の確保であったり安全面であったり人材の確保、また人材のスキルアップ、運営などの総点検などを行っていただくこともとても重要かと思ひます。子どもが安心して過ごせる放課後の居場所づくり、また仕事と子育てが安心して両立できる環境づくりに今後ともしっかりと取り組んでいただき、このたびの一般質問の中でも市長がおっしゃいましたけれども、社会で女性の感性がしっかりと生かすことのできる環境日本一の三次市を目指して、今後とも頑張っていたきたいと思ひます。

少し時間が余りましたけれども、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(沖原賢治君) 順次質問を許します。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 日本共産党の須山敏夫でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回私の質問は、国民生活を脅かす政治から市民の安心・安全を守ることについてという大きな項目で、2つの事項について質問いたします。

今我が国の政治は、自民党が衆参で多数を得たことにより、日本をアメリカと一緒に海外で

戦争できる国にすることや社会保障制度の改悪など、国民生活を脅かす暴走政治を突き進んでおります。私は、このような国の悪政、暴走政治から、地方自治体は住民の暮らしや福祉、安心・安全を守るために防波堤としての役割を果たすという重要な責務があると考え、これまでもこうした立場から、一般質問などで市政に対して発言をしてまいりました。

まず初めに、自治体は住民の生活を守るために防波堤の役割を果たす責務があることについての基本的認識について、まず市長に御見解をお伺いをいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 質問の趣旨というのが私明確に受けとめておらないところもございしますが、反問権は使いません。

市民の生活の防波堤と、まさに行政が求められてる大きな使命であろうと思います。中にはいろいろの分野であろうと思いますが、私自身は、安心・安全という観点からの行政の施策、あるいは市民の皆さんが幸せで、重複するかもわかりませんが安心して住める、そういうまちづくりを目指していく、これが今第1点の回答にさせていただきたいと思います。それから先については、須山議員のほうがまた思いもあらうと思いますから、それを受けとめさせていただいて、回答、答弁をさせていただきたいと思います。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 遠慮は要りませんので、反問権をせっかく今議会から使うことになっておりますので、ぜひ正確な答弁をいただくためにも行使をしていただきたいと思いますというふうに思います。

私がなぜこのことを最初に聞いたかといいますと、地方自治体の本来の役割というものをしっかりと行政のトップとして認識をされているだろうとは思いますが、そこを最初にあって押さえておきたかったということで、残念ながら、最初に申しましたように今の国の政治というものは、本当に国民生活を圧迫する、社会保障もどんどん削っていく危険な方向にやっぱり引っ張っていかうとしてる、そこに大きな危惧を感ずることによって、そうしたことから、市民の生活、暮らし、あるいは安心・安全を守る地方自治体としての役割を、十分職員の皆さんとも力を合わせて発揮をしてほしいという思いがあったからであります。

それでは最初に、秘密保護法について質問いたします。

私が質問通告をする時期はまだ案でございましたけれども、残念ながら、実際に質問する段階になりましたら法律はもう成立をしたという状況でございます。政府・与党は、衆議院、参議院での多数を頼んで、憲法の大原則である人権民主主義、平和を踏みにじる憲法違反の秘密保護法を、11月26日の衆議院での強行採決に続き、参議院ではわずか1週間の審議で打ち切り、今月5日の特別委員会でも、6日の本会議でも、野党の猛抗議の中、自民党、公明党によって

強行採決をされました。この法律は、法案の国会審議の中で多くの問題点や疑問が指摘され、しかも憲法違反の法案であることが明らかになりながら、反対世論も無視して、まともな審議も行わないまま成立したものであります。このように議会制民主主義を否定した国会で成立したこの秘密保護法は、成立の経過からして違法、異常としか言いようのない法律であると考えます。秘密保護法は、何が特定秘密に指定されたのか国民には知らされず、国民の知る権利や言論の自由などに対する重大な侵害となる法律であります。このように憲法違反の秘密保護法が強行成立したことについてどのように受けとめておられるのか、お伺いをいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) お答えを申し上げさせていただきたいと思っております。

特定秘密保護法につきましては、連日、国を二分するといえますか、国民を二分する議論がなされ、基本的な人権の根幹にかかわる重要な法律であるとは私は認識をいたしております。そのためには特に慎重な審議が必要であると考えておりましたが、先ほど須山議員がおっしゃっていただきましたように、先週の12月6日に参議院において可決されたところであります。私自身、これは国権での決定であるということではございますが、国権の最高機関の決定であるとはいえ、手法としては余りにも拙速過ぎたのではないかなという思いが1点ございます。今後、運用面など詳細について明らかになるものと考えておりました、国益と国民の権利の制限について適切な対処がなされることを切に希望するものでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 今の答弁ですと、この法律が基本的人権の侵害、あるいは表現の自由等、重大な法律であるという認識であるからこそ適切な運用を国に求めるということでもありますけれども、残念ながらこの国がやろうとしていることが、本来こういった法律というものは、国民との間に重大なといえますか、強い信頼があつて初めて、こうした国と国民との間の行政に対する信頼を損ねない範囲の中でやっぱり行われるべき問題である。そうであれば、このような法律を必要としない。現行法でも、自衛隊法であるとかそれ以外の法律等によって秘密というものは一定守られておつて、今とりわけこうした法律をつくって守らなければならない重要な問題が起きてるかという、私どもはそこが今現在ないだろうというふうに思います。法律は、幾ら憲法違反であっても、一旦成立すればひとり歩きをします。ましてや秘密の範囲が官僚の判断によってどこまでも広げられる危険がある秘密保護法は、国家秘密にかかわる人たちだけでなく、一般の国民も特定秘密を漏らしたりすれば処罰の対象とされるという大変な問題があります。この秘密保護法が具体的に施行されたら地方自治体にどのような影響があると考えておられるのか、市が進めようとする事業や市の職員の皆さんが行う業務などについてどのような影響があると考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

[総務部長 元廣 修君 登壇]

○総務部長(元廣 修君) 特に三次市民、三次市の公務員等を含めての影響があるかということであろうかと思えますけれども、基本的には、現在知り得る限りのところでは、法で規定されるような特定秘密をこちらに業務として該当するものは扱っておる職員等は、そして部署につきましてもないというふうには考えておりますが、ただ運用面というものがまだ示されてない段階でございますので、三次市民の皆さんの中にそういった特定の企業にお勤めの方での情報がありますとか、地方公務員、特に三次市のような地方公務員のところには秘密はないというふうには言われておりますけれども、そういったところも運用面が明確になった段階で再度チェックをして、その対応をしていくということも必要であろうかというふうに考えております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 具体的に運用面でどういうふうになるかわからんということではありますが、何を秘密として指定するかも、これも秘密になっておるわけですから、国民には一切それが明らかにされないということで、一般市民においてもこの法律が施行された段階で影響が出てくるという危険が考えられます。今、市の中で部署としてあります危機管理の問題ですが、いわゆる防災情報であるとか、そういった市民の安全、そういったものにかかわる情報が国のほうから特定秘密として指定されるようなことがあれば、市のほうに伝わってこない。そうすると正しい、例えば気象情報にしても、昔はこれが天気予報などは放送というか、予報としては出されなかったような時代もありました。まさか今そんなことが起こらないだろうということは考えますけれども、しかし、この法律そのものが何を秘密とするかわからないということで、危機管理のそういった情報が国や県から正しくきちんとおりてくるということについては懸念がないですか、お伺いします。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

[総務部長 元廣 修君 登壇]

○総務部長(元廣 修君) 地方自治体が、この危機管理情報として中央、あるいは気象庁でありますと、そういった機関から情報を受けていくという、対応していくことについては、特に問題があるというのは現段階では思っておりません。ただ、先ほども申しあげましたように、その運用面といった部分もございますので、そのあたりは、電力供給でありますとか、そういった市民の基本的なインフラ部分の情報といいますか、そういった部分も適用になるのかならないかということも、まだお聞きもしておりません。市へ対しては、行政に対しては、何らかの法律について情報というものが国の機関から来てるわけではございませんので、現在ではマスコミ情報でありますとか、あるいは法制実務のところでの弁護士会のところの御意見とか



をもとに発言をしとるという状況でございますので、明確に答えることはできませんけども、ないのではないかとこのように考えております。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) この法律によって市民の皆さんが不安をかき立っていただくという状況は、私にとってはいけないと思っておりますから、一般的な生活上の問題について、国のほうからそういう制約があるとは私自身は想定しておりませんし、私自身は、この一連の国、最高機関である国会での可決を得た中でありますが、地方自治体をあずかっておる首長としては、可能な限り情報公開を徹底していくということと説明責任という面は、いささかも揺るぎない形で進めていきたいというのが思いでございます。ただ、先ほど部長が言いましたような運用面がまだ明確でないわけでありますが、そこの市民、国民の安心・安全まで損なうような法律ではないとは思っておりますから、運用面でそういうような状況は起こると思っておりますので、そういう思いの中で進めていきたいと思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 私は少し認識が甘いんじゃないかというふうに思います。確かに国権の最高機関の国会で成立されたとはいえ、余りにも異常で、国民の目から見ても本当に恥ずかしい限りの国会で、あんな形で成立したんです。しかも、運用面でまだ明らかにされてないということはたくさんあります。それを明らかにしないまま決めてしまったところに、この法律の危険性があるわけですね。例えば聞きますけれども、この秘密保護法の第3条で特定秘密が指定されておりますが、その中に、防衛に関し収集した電波情報、画像情報、その他重要な情報というのがあります。例えば三次市では、作木町や君田町あるいは布野町などの上空でアメリカ軍の戦闘機が不法な低空飛行訓練を行っております。これらの低空飛行訓練を行ってる戦闘機の写真を住民の人や市の支所の職員さんなどが撮影をして自分のブログなどで情報として出した場合、あるいは市に対してそういう情報提供した場合、この低空飛行訓練や戦闘機の情報などが秘密指定されていたら、この人たちは処罰される可能性がありますけども、こういうことは予見されませんか。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

[総務部長 元廣 修君 登壇]

○総務部長(元廣 修君) 市のほうで現在の条文そのものを解釈する限り、そういった写真撮影とかそういったものが該当するということは想定をとりませんし、そういうことにはならないというふうに考えておりますが。繰り返しになりますけども、先ほども運用面ということがございますので、いろんなこれまでの法律、過去の法律で危惧された部分というのは、まだ私

ども十分に払拭しとるわけではございませんので、そういったところは慎重に見ていきたいというふうに思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 非常に、さっきも繰り返しますが非常に甘いと思うんですね。何を根拠にそういう心配は、まあないとおっしゃいませませんが、そんなに起こらないだろうという、何を根拠にされてるんですか。あれだけ国会で問題点が指摘され、一般国民も、この法律が施行されたら処罰の対象になるということが問題にされておるのに、大丈夫だとおっしゃる根拠は何ですか。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

[総務部長 元廣 修君 登壇]

○総務部長(元廣 修君) 現段階での法律は、国会を通過したと言いながら、まだ想定されない部分があるということで、これは先ほどの答弁と言いますか、行政としてのお答えを今してるということでございますので、市としてそこまで判断に至る部分がないということでありますので、強い根拠があつて、あるないということではございませんが、ないと考えておるというのは、現段階での法制を実務を担当しておる所管のところの見解として述べさせていただいたものでございます。全て情報というものが我々のところへ届いておるわけでございませぬので、それ以上の想定はできないということでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 国からそういった情報が届いてないということのようですが、あれだけ連日新聞やテレビ等で報道されているこの重要な問題について、やはり行政としてしっかりと、どういう状況が想定されるのかといったようなことを、その場合にどう市民、職員を守っていくのかということを、きちっと考えていく必要があるというふうに思います。ここは国会じゃありませんから、これ以上中身については議論しませんけれども。

さらに12条では、秘密として指定された情報を取り扱う公務員や民間企業の社員が情報を漏らすおそれがないか、適正評価という名目で調査することになっております。この調査する事項は、住所や生年月日などの基本事項だけでなく、犯罪や懲戒の経歴、あるいは外国への渡航歴、精神疾患、飲酒、信用情報や経済状況など、人権侵害そのものの身辺調査を行うことになっております。この調査は、本人だけでなく配偶者や子、父母、兄弟姉妹、配偶者の親族、同居人なども対象とされ、しかもこれを調査されていることも秘密とされるという非常に危険な中身、読まれておられれば、こちら辺についてもどのように読まれるのかお伺いしたいわけですが、まあさっきの繰り返しになろうかと思っておりますので、あえて言いません。

こういう法律が、具体的に約1年以内に施行するということでありますが、情報保全隊や公安警察のような国民監視組織が一層不当な活動を強めるということになるし、広範な市民の人権が侵害されるおそれがあります。また、原発や学校給食の放射能検査などについても、場合によっては情報が秘密にされたり制限されるおそれがあるのではないかというふうにも思います。あるいは、それを知ろうとして情報を集めたり、知ることができた情報を友人や仲間に話したりすれば、場合によっては、これが秘密保護法違反ということも考えられます。このように、私たちがみずからの生活や生命を守ろうとすることも処罰の対象になる可能性も否定できません。一般市民に対する人権侵害も重大な問題があります。それは何が秘密とされているかも秘密であるためであり、国民の生命、財産を守るどころか、政府や官僚にとって都合の悪いことは秘密指定すれば、60年もそれ以上もの長い間、国民に明らかにされない、まさに国民の目、口、耳を塞ぎ、日本を暗闇社会に逆戻りさせる法律だからであります。今の、これまでの答弁ですと、まだそこまで、どういいますか、重大視されてるようじゃないんでちょっと聞いてもどうかと思いますが、この施行に対して、市として何か対応していかなければならないことがあるっていうふうに考えておられるのか、いや今のとこ何もないと、今の時点ではですね。これまでの答弁だと、どうもそういうふうに思うんで、ちょっとあえて聞きます。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

[総務部長 元廣 修君 登壇]

○総務部長(元廣 修君) 市としましては当然重大な関心を持って見ておりますし、また市民の皆様方の思いというものを大切にできなさいいけないということは十分考えております。また、今後、今回の政府のほうの見解でも、それぞれ機関を設けて対応していくということでございまして、これまで言われましたのは、保全監視委員会あるいは情報保全諮問会議、そして官房長官のほうでは情報保全監察室を設けていくというふうなことでございます。そこらの内容につきましても十分に理解できるものではまだ現段階ではございませんので、しっかりそうした情報収集、あるいは伝えるべき情報があれば、また市としての対応も考えていきたいと思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 参議院でも審議の最後のほうになって、今言われたような秘密情報をチェックする機関を設けると言われましたけど、具体的な内容は何もわかってないし、言われておるのが内部に内部のチェック機関を設けるようなものですから、これはほとんど意味もなさないだろうというふうに識者からも言われております。こうした、非常に人権をじゅうりんする憲法違反のこの法を、ぜひとも施行をさせないということは私は大事だろうと思うんです。じゃ、そのためには、自治体の長としても、こうした悪法に対する明確な態度をやっぱり示す必要があるというふうに思います。札幌の上田市長は、思ったことを声に出していかないと民主

主義が死滅してしまう、法案の本質を知らせていきたいと、先月27日に行われた秘密保護法の制定に反対する緊急デモに参加し、青森市の鹿内市長は4日の市議会で、尼崎市の稲村市長も5日の市議会で、それぞれ法案に反対の立場を表明されております。また、西川福井県知事も、秘密保護法案について恣意的運用の懸案がある、十分に慎重に審議する必要があると表明されております。隣の庄原市議会におきましても、5日の日に慎重審議を求める議決もされております。市長に伺いますが、市長として、市民の安心・安全、暮らしや生命を守る上からも秘密保護法に反対をする、反対の意思表示をされる考えはないのか、お伺いをします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 私自身の思いは、先ほど来からお答えいたしておりますように、このたびの法律の制定に係るプロセスについては余りにも拙速し過ぎておるという第1点と、2点目は、国民の知る権利が損なわれることのないことを強く願うというのが2点と、3点目は、地方の自治体の長という観点から申し上げますと、国民から得られた国権の最高機関で一つの結論を出されておるということの中で、私自身はそれに対しての意思表示はすべきでないという思いを申し述べさせていただきたいと思っております。同時に、全国の市長会においても、この件についてはやはり国権の問題であるということの中で、反対であるとか賛成であるとかという論議は全くしてないというように私感じておりますので、それは全体の総意でもあろうと思っております。今回の法律については、反対、賛成の是非についてはコメントは控えさせていただきたいと思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 国権の最高機関で決められたことだからということではありますが、私は余りにもちょっと傍観者的ではないかというふうに思います。もっと当事者意識を持つべきだろうと。反対の意思を表明してこそ、暴走政治や悪法から市民を守る立場に立てるんじゃないかというふうに、そのことを指摘して、次の質問に移ります。

次は、介護保険制度についてであります。

介護保険制度ができて13年たちました。この間、社会保障切り捨ての構造改革が進められた結果、介護保険制度は危機的な状況になっております。国は当初、家族介護、社会全体で介護を支えるために介護保険制度を導入するとうたっていたにもかかわらず、親の介護のための介護離職、高齢の配偶者や子が高齢者を介護する老老介護など、こういった状況が常態化しており、介護殺人や介護心中など介護を苦しめた痛ましい事件も続発し、深刻な事態が広がっております。介護が必要とされながらサービスを利用していない人は80万人以上もいると言われております。多くの高齢者が、介護の必要性ではなく、重い利用料負担によって幾ら払えるかでサービスの内容を決めざるを得ない状況になっております。また、特別養護老人ホームに入所

を申し込みながら待機している人は40万人以上に上り、いつまで入所できるかわからない、二、三年待ちが当たり前になっているということでもあります。

まず初めに、現在三次市で介護が必要とされながらサービスを利用していない人、介護認定を受けながらサービスを利用していない人と特養ホームに入所待ちの人は何人おられるのか、お伺いをします。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 現在サービスを利用されていない方の数値のほうの求められたところでございますが、申しわけございません、先ほど正確な数値のほうは持ち合わせておりませんが、私のほうの今の大体認識といたしますと、約2割の方がサービスのほうは利用されていないというふうに認識しておるところでございます。

それから、特養のほうのサービスでございます。これも数値のほう、端数のほうが正確ではございませんけれども、約1,000人余りの待機者の方がいらっしゃいますけれども、そのうち重複をして複数の施設へ入所を希望されている方等ありますので、それらを単一化をいたしますと約500人前後というふうに認識しているところでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 正確な数字はちょっと今持ち合わせてないということですが、部長のあれで、サービスを受けておられない人が約2割、特養の待機者がダブリを整理すれば約500人程度ではないかということですが、私はこれ非常に大きい数字だろうと思うんですね。要介護の認定を受けながらサービスを利用していない人たちの経済状況がどのような状況にあるのかということなどは把握されておられませんか。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) サービスを利用されていない方の経済状況というのは、本市として調査等を持ち合わせたものはございませんけれども、大体サービスを利用されないという理由の中には、いざというときにということで早目に申し込みをしておこうという方でありましたり、住宅等の改修等を計画されるときに、そういったサービスは利用しないけど、それだけを使いたいというようなことで御相談を受けて、認定を受けられるという方が多いというふうに認識しているところでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番（須山敏夫君） 要介護の認定を受けながらサービスを利用してない人、経済的にある程度豊かな人は、それは受けなくても自費でやられるかわかりませんが、ほとんどの方は経済的な理由によって必要なサービスを受けないということがあろうかと思えます。ぜひともそうした人たちの実態を市としてもつかむべきだろうし、調査するべきだろうというふうに思います。

こうした中で厚生労働省は、来年の通常国会に提出を狙っております介護保険法改悪の具体化を急ピッチで進めております。この改悪案は、介護を必要とする人のサービス利用を厳しく制限するなど国民に負担を強いる方向を鮮明にし、介護保険を使わせない路線を拡大する内容になっております。今国が検討している介護保険制度の改正案、私は改悪だというふうに思いますが、どのような内容になっているのか、おわかりになれば説明していただきたい。

（福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 森田福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森田和利君 登壇〕

○福祉保健部長（森田和利君） 現在介護保険制度の見直しということで、厚労省のほうからそういった改正案のもとになる審議会の意見書等を取りまとめたものの概略を申し上げますと、まず1つは、地域包括ケアというシステムを構築するために、それらの関連する在宅医療、そうした介護との連携を密にするためのそうしたシステム。それから、今後増加が予測されるであろう認知症の対策、そういったものの地域支援事業へ位置づけた新たな展開。それから、介護予防の中で現在要支援の1、2をサービスを受けていらっしゃる中の訪問介護、そして通所介護、いわゆるホームヘルパーとデイサービス、このサービスの利用者の方については新しい地域支援事業、これは市町のほうでそういったものを事業として取り組むようになりますけれども、そういったところへ移行を段階的にしていこう。それから、介護保険料もだんだんと給付額がふえてくる中で負担が大きくなると、そういった低所得者に対応した軽減策。それから、もろもろにもあるんでありますが、おおむねそういったところだろうというふうに思います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 今説明をされました改正案は、私は従来のこの介護保険制度の根幹を覆す重大な内容だと考えます。そしてこの改悪案の最大の柱は、先ほど言われました要支援者を保険給付の対象から外して、自治体任せの事業に移すという問題であります。現在は、要支援1、2と認定された要支援者と、要介護1から5と認定された要介護者は、訪問介護や通所介護などの給付を受けることができます。全国的にはこの保険外しの対象者となる人が150万人と言われていると思いますが、三次市でこの保険外し、介護外し、対象となる人は何人になるか。また、この人たちにどのような影響が想定されるか、お伺いをします。

（福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 森田福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森田和利君 登壇〕

○福祉保健部長（森田和利君） 先ほど議員から御質問の対象者の方でございますが、いわゆる要支援の1、2の認定者数でございますが、平成25年10月末現在で、要支援1の方が965人、要支援2の方が717人、合わせて1,682人でございます。これらの方が、先ほど言いましたようなホームヘルプ等のサービスが外れた場合に影響というところでございますけども、現在改正案を検討されている要支援者に対する介護サービスの見直しというのは、先ほど申しましたように2つのサービスでございますけども、これらが市町村の地域支援事業である新しい総合事業という、これに移すという方向で検討されておりますから、そういった方々については今後、再び、私どものほうで持ち得る資料で見ます限りは、移行のための経過期間というものも持たれるようになっておまして、平成27年、28年は移行期間ということで、29年4月まで、それまでは市町村の選択ができると。それをして、29年4月からは全ての保険者が新しい総合事業を開始できるよう、そういった予定というスケジュールでございます。

ただし、これらの訪問介護と通所介護以外の通所リハビリ、あるいは短期入所、住宅改修等のそういったサービスは、現在と同様に介護予防給付のサービスとして利用することができますので、これらのサービスの利用については影響がないものと考えております。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） いわゆる要支援1、2と認定されている人たち、今説明では1,682人ということですが、この人たちは、ではこの改定案がそのとおり施行されたら今後どのような、保険給付は受けられないわけですから、どのような事業によって、どういたしますか、介護じゃないですよ、どのような事業を市としては考えられますか。この人たちの受けるサービスとして、どのような事業を考えてますか。

（福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 森田福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森田和利君 登壇〕

○福祉保健部長（森田和利君） こういった段階的に移行ではありますけれども、この方々の、先ほどのホームヘルプサービス、デイサービス、これに類似したサービスというのを地域支援事業として市が、その設置基準であるとかサービスの基準ですね、内容、それから単価、そういったものは設定ができるようになっております。その判断の中で、市はその現行のそういった制度を踏襲することもできますし、あるいは一部見直しをして、事業者の方も、現行のそういったサービス事業所の方々が少しそういった見直しをいただいたり、そういった中でのサービスも類似サービスを提供もできます。さらには、新しく民間企業であったり、あるいはボランティアの方であったりNPOであったり、新しいそういった供給体制と、そういう体制も取り組めるようになっておまして、それあたりを市のほうがそういった指定をするという形の取り組みができようと思います。いずれにいたしましても、そのホームヘルプの家庭支援、そ

れからデイサービスが行っております通所のそういった予防支援、そういったものの効果をより効率的に対応できる、そういったようなサービスにつなげるものだというふうに考えております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 具体的に、その要支援1、2で保険から外される人たちのそうした訪問介護だとかといったようなことは、基本的には保険給付で受けられなくなるわけです。誰が当たるのか。これまではホームヘルパーさんだとかという方々が、週に1回とか2回とか訪問して家事支援とかされてたと思うんですが、今後はそういうヘルパーさんが今までと同じように訪問できるんですか。伺います。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) これは市のほうでそれを指定することになりますけども、当然そういう専門の方々の対応というのを前提にしているところでございまして、さらにはその内容、頻度によりましては、そこらあたりをもう少し緩和するということも可能だろうというふうに考えております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 先ほどの説明ですと、基準はそれぞれの自治体でこれからつくるんだということ、だから全国一律の基準はないわけですね。だから、自治体の裁量だと。ということになれば財政事情によっては、Aという町に住んでおればこれが受けられるけども、三次市におったらこれが受けられないというようなことも起こり得る可能性が出てきます。この、さっき言われたそうしたサービスを受ける場合の費用は全部自己負担なのか、それとも公費でそれは賄うものなのか、そこら辺はどうなんですか。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) これらの新しいサービスの財源負担につきましては、この資料等で私どもが把握しておりますのは、財源としては介護保険の、これまでどおりの介護予防給付で充当しておりました配分の国保険料、そして市の持ち出しですね、そういった部分については負担率は同じでございまして、それを財源にその給付を行うということになる、地域支援事業としての。それから、費用負担につきましては、やはりこの介護保険制度の介護給付との整合性を持たすために、現在1割ということですが、1割程度の負担というのが望まし



かろうということ、ある程度の、その範囲については、国のほうから今後そういった基準等は示されるもんだろうと思ってます。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 国の改正に伴ういろいろな具体的な制度設計がこれから出てくると思っておりますが、市として基本的な姿勢として、須山議員の今おっしゃったように介護保険からこういう法改正があった場合、サービスが受けられないような状況が不安感を持たれとる面があるかと思います。本市としては法改正がどうあろうとも、やはり支援が必要な高齢者の皆さんがいろいろなサービスを今まで受けられたことについては基本的には踏襲しながら、姿勢として進めていきたいと思っておりますし、またそれだけの財政支援は、これからも国のほうへ強く求めていきたいと思っております。本市としては今までの姿勢を、進めておる方向性を今後とも続けていきたいというように思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) これまで支援1、2の人たちは、週1回とか2回の訪問介護を受けて買い物支援とか家事支援をしてもらってるわけですが、これが症状の重度化を防ぐ役割を果たしているという事例も報告されております。これが、具体的にこの制度の改正によって保険給付から外されたり、あるいは財源の問題で減らされたりしたりすれば、これは今度は逆に症状が進んで、今度は介護保険の中に入って余計費用がふえるといったようなことも考えられます。ぜひとも今度のそういったものを成立させては私はならないと思いますが、仮にそうなった場合でも、そういう要支援1、2の方々、保険給付から外される人たちの介護を十分にやって、介護4も含めて、そこでしっかりやっていくべきだというふうに思います。

これはきょうの新聞に載っておりましたんですが、岡山県の各市町村で、この介護保険の改悪がされたらもう困るという自治体がアンケートに回答されてます。これは岡山県というよりは、中央社会保険推進協議会のアンケート調査によって岡山県の事例を取り上げたものですが、岡山県の全市町のうち16市町村がこのアンケートに回答をし、そのうち8自治体が、この介護保険制度が改悪されたら地域支援事業の実施は不可能だという回答をしてるんですね。1市のみが可能だと答えた。これは、先ほど森田部長が言われましたけども、そういったことが本当にこの三次市において継続して介護サービスといいますか、そうした要支援1、2の人たちを支えることができるのかどうか。そこら辺はどうなんですか。三次は大丈夫なんですか。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 現在、予防給付の訪問介護と通所介護を、地域支援事業である新

しい総合事業に移行するという事は、先ほど言いましたように、現行の全国一律のものから、支援を必要とされている方への実情に応じて独自性や地を生かした事業への取り組みも可能になることから、市町によっては多少のそういったばらつきというのにも出るということも心配されているのも現実でございます。このように受け皿や担い手が整わないことでの地域格差や質の低下を生じさせないためにも、今後3年間の経過措置期間の中で、市としても支援の必要な人には必要なサービスを提供するという、この基本的な姿勢を堅持しながらしっかりと、そういったさまざまな三次市の持つております地域資源等も検討しながら、多様な仕組みをしっかりとつくって検討していきたいというふうに考えております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 今度の改定案の中で、先ほど部長のほうからも説明ありましたが、一定の所得のある高齢者の利用負担料の増額は、1割から2割に負担増をするというような案も出されております。高齢者の方は確かに経済的に若干差はありますけども、ほとんどの方が年金など限られた収入しかない、そういう高齢者にとっては、現在の1割負担も決して軽いものではないんです。こうした負担の重さからサービスの利用をやめる高齢者も少なくないと言われて、これは、先ほど実際にサービスを利用してない人にも当てはまるというふうに思います。介護保険は、病気が治れば通院や入院をやめる医療保険とは違って、一旦介護が必要になれば利用が生涯続く人がほとんどなんです。そうしますと、この負担はやっぱりはかり知れないものがあると思います。今回の負担増が、原則2割の突破口にされる危険もあると私は思います。先ほども言いましたけども、経済的理由で介護サービスの利用を諦めるような人たちをふやしてはならないと私は思います。

こうした国のやり方に対し、各全国の自治体からは疑問の声が上がっていると聞きますけども、この昨年3月に策定された第5期の介護保険事業計画の中に基本理念というのがございます。そこには、「すべての高齢者が、敬愛されるとともに、生きがいを持ち、また、介護が必要になったときにも、住み慣れた家庭や地域の中で、尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けることができるように、家族の絆 地域のぬくもり 温かみと安心感のあるまち」、これを基本理念とするというふうに書かれております。私はこれの基本理念はそれでよろしいと思いますが、これだけ介護保険制度がどんどんどんどん切り詰められていけば、この基本計画の理念と、実際にやることすることに矛盾はないのか。そういう矛盾は感じられませんか。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 介護保険の理念は先ほど御紹介いたしましたとおりでございます。それを守る仕組みとしての介護保険制度があるわけでございます。こういった中で、今後の、2025年度に75歳以上の高齢者が急増するという中で、これまでもいろいろと介護保険制度

の持続可能性というものについて議論をされてきているところでございます。そういった中で、守るべきものは守るとするのは、介護保険制度の中でそういったサービスは提供できるということと同時に、やはり介護保険制度以外、強いて言いますならば、行政のサービス以外のそういった部分の生活支援も含めて、トータル的にサポートしていく支援体制が今求められてると考えております。そういった中で、大きな国のほうも本腰を入れて取り組むというのが地域包括ケアということで、必ずしもこれは行政だけではなく、いろいろな支援団体、社会法人、あるいは地域であったり自治連でもあったり隣近所であるだろうと思います。そういった部分のところを総合的に推進していかなければ、やはりこの介護保険制度だけで守っていくというのは困難であろうと考えてます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 地域包括ケア、非常に聞こえはいいんですけども、要は介護のいろんな事業も地域に担ってもらおうというのが、この本当の狙いだらうと思うんです。ところが、若い人たちとか、比較的まだ介護できる年齢の人がたくさんおればいいですよ。けども、高齢化率が3割以上を超えるような地域、あるいは若い人たちはほとんど働きに出て経済を支えるような地域で、本当に日常的に介護の必要な人たちのサービスを抱えることができるのかどうか。そこら辺はやっぱり中心部と周辺部との差はあるかと思いますが、そこら辺は大丈夫だというふうに認識されてるんですか。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) これからの団塊の世代と言われます方々も高齢者の仲間入りをしていきますし、その方々が現在介護が必要かという、そうではなくて結構社会でもまだ一線で働いていらっしゃいます。そういった方々がこれからの後期高齢を迎えていく中で、いかにこの方々のそういった力を、そうした介護の分野、あるいは地域の生活支援の分野で担っていただくか。そういった部分が今後の、それぞれの市町においてもそれが地域支援事業と絡んで、それを守っていけるか、それか行政の施策しかないという町になるかの瀬戸際だらうと思います。こういった部分は現在の総合計画の中で、そういった地域での役割、あるいはそれぞれの世代の方の力、工夫、知恵を出していただいて守っていこうという、生き生きと健康で元気でというのを目指していこうというのも大きな目標として掲げておりますので、そういったところで、あわせて介護保険のこれからの事業計画も含めて検討してまいりたいと思ってます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 私が懸念するのは、この計画の中に上げられてる理念はいいんだけど、

実際に国がやろうとしていることはこれを足を引っ張るような内容になってるから、そのことに対して矛盾は感じませんかというふうに聞いたんです。国に対して余り文句は言いたくないかわかりませんが、こうしたことに対しても、地方の介護サービスを給付する現場の者としてやっぱり声を上げるべきではないかというふうに思います。

さっき、急激にこれから10年以内のうちに団塊世代が介護のそういうところへ入っていく、私もそのうちの一人ですけれども、それはあしたになるかわかりませんが、人間の生身ですから。そういう団塊の世代が地域において健康でずっとおればいいんです。だけでも、そういう人たちも介護が必要になる可能性も十分にあります。そうしますと、地域での老老介護になるんですね。今までは家族の中での家庭の中での老老介護、今度は地域での老老介護というようなことになる、それが本当に望ましい姿なのかどうか。地域の皆さん、隣のおじいちゃんおばあちゃん見てあげてくださいね。もちろんそりゃ行政も一定のことはされると思いますよ。だけでも、これはボランティアであるとかそういった人たちのマンパワーに頼るということですけども、それができるかどうか。地域的に、例えば世帯が10世帯ぐらいしかないお年寄りばかりのところを、どうやってそれをカバーできるんですか。お答えいただきたい。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 少子・高齢化が進みます。そして、さらには地域の過疎化が一層拍車がかかります。そういうな中で、今後の10年を見据えて今の総合計画という中で、そのあり方について議論をしているところでございます。そういった中で、いかにその方々、高齢者のひとり暮らし、あるいは二人暮らしの方々がその地域で自立して、あるいは介護が必要になっても、その地域でできるだけ住まれるかという仕組みということも、この介護保険制度も、基幹になりますけども、そういったやはり地域づくりという部分も1つ大きなテーマになるかどうかと思います。

また、住まいの持ち方、これらについても、やはり一定の限界に達しておる中では、そういった高齢者専用の住宅であるとか、そういった部分の民間も含めて、そういうような提供ができるような方法も検討していく必要があるかと思っております。いずれにいたしましても、三次市はそういった高齢者対策といいますか、日本全国の先進的な地域だろうと思っておりますので、こういった三次市がこれが成り立たんということになりますと、日本全国が成り立たないというぐらいの自負を持ちまして、今後取り組みをしていきたいと考えております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 高齢者福祉の点では、日本一という自負を持たれるのはいいんですよ。だけど、もう本当にその自負が、全住民の人、介護を必要とする人たちに行き渡らなければならないと。先ほど言われました特養への待機者が約500人余り、それから高齢者専用賃貸住宅に

入居と言われましたけども、これもお金がないと入れんのですよ。そういう経済状態にある人たちは、ある意味ではサービスを受けなくてもできるかわからん。だけど、介護を必要、サービスを必要とする人たちは、やっぱりそういう、民間の事業者とおっしゃいましたけども、そこ任せだけではいけないんじゃないかと。地域の力もかりるということは僕は否定はしませんけれども、それを余りに押しつけると、かえってその地域の、どういいますか、きずなといったようなものも壊れてしまうようなことになってはならないというふうに思います。270兆円もの内部留保をため込む大企業支援に熱中する一方、消費税増税と社会保障改悪を推し進め、支えを求めてる高齢者家族への支援を容赦なく切り捨てる現在の安倍政権の姿勢は異常であると言わなければなりません。

最後ですけれども、こうした悪政から住民の生活、安心・安全を守るための考えを、改めて最後に市長、もう一度その決意も含めてお伺いしたい。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 介護保険は2000年4月からスタートして、早や12年余りがたとうとしておるわけでありまして、その間、65歳以上の被保険者が1.4倍、あるいはサービス料が3倍という当初の想定以上の中で進んでおるのも事実であります、本市としての決意を申し上げていきたいと思っておりますが、やはり住みなれた地域で安心して暮らしていただけるような、地域包括ケアシステムを含めたそういうさまざまな行政としての高齢者福祉に対する、真正面から受けとめさせていただいて責任持って対処していきたいと思っておりますし、今おっしゃったような地域で支えていかなければならない、そういう状態が起こらない、そういう本市としての、やはり介護保険あるいは高齢者福祉の面で責任持って進めていきたい、その決意を申し上げさせていただきます。

(2番須山敏夫君「終わります。ありがとうございました」と呼ぶ)

○議長(沖原賢治君) この際しばらく休憩をいたします。

再開は1時10分からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時 5分——

——再開 午後 1時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長(竹原孝剛君) 休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、午前中の須山議員の一般質問に対し、森田福祉保健部長から発言したい旨申し出がありましたので、この際これを許します。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 森田福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森田和利君 登壇〕

○福祉保健部長（森田和利君） 須山議員からの冒頭の質問にありました数値について、私のほう、おおむねと答弁をしておりましたので、正確な数字によりまして補足、修正申し上げます。

介護認定を受けられた人のうち介護サービスを利用されていない方、690人でございます。それから特養の待機者数、平成25年4月1日現在、重複申し込みを調整した実数が656人、このうち在宅で待機をされている方が344人でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（竹原孝剛君） 順次質問を許します。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め）

○副議長（竹原孝剛君） 吉岡議員。

〔1番 吉岡広小路君 登壇〕

○1番（吉岡広小路君） 三次志士の会の吉岡広小路です。12月定例会において一般質問の許可をいただきましたので、これから質問に入らせていただきたいと思っております。

先日、11月26日でありますけれども、三次市のほうから新しい総合計画、三次市総合計画の素案について、その内容を興味深く読ませていただいたところであります。特に、人口減少、少子・高齢社会に挑戦します、女性が働きながら子育てできる環境日本一を目指します、こういった目標であったり、その素案は全くそのとおりでございますし、これから具体的な内容について、項目が余り示されてないものもありますから、ぜひ議論を重ねながら今後の具体的事業を示していただきたいと思うところであります。

しかし、その中で特に感じましたのが、ことしの3月にも質問をさせていただきました、米百俵という言葉があるということであります。その中で、三次市の将来のためにいかに種をまいていくかという質問もさせていただきました。教育の分野で、あるいは地方分権という分野で、これからどのような三次の生き方があるかというのを、ぜひ今回はその視点から質問させていただきたいと思っております。

特に、今回地方分権を基軸に置いた教育問題を中心に焦点を合わせて質問させていただきたいと思っております。

まず第1点目は、教育委員会のあり方についてであります。

安倍政権が誕生してもうすぐ1年、アベノミクスに代表される経済復興などに焦点が今当てられておりますけれども、私自身はこの1年で民主党政権から大きく変わったことというのは、教育改革、教育の分野であったろうというふうに思います。特に、これは後からゆっくり質問をさせていただきますが、民主党政権下の中にあっては、いわゆる学力テストをやめて抽出方式によるテストに変換されました。しかし、安倍政権に戻ってからすぐに全国学力テストを再開をされ、ことし再開をされて、来年が2年目を迎えようとしておるところであります。特に先月、11月27日でありますけれども、教育委員会制度改革を議論をしています中教審では、今後の教育行政のあり方に大きな変換となるべき示唆、提示を提案、答申を行ったところであります。それは、今まで教育委員会が独立した組織であったものを、特に知事でありますとか市

長でありますとか、いわゆる首長が教育行政のトップに立って教育の大綱的な方針を策定をする、それから教育委員会を首長の、いわゆる市長や知事の附属機関と置いて、ここにいらっしやいます部長等と同じように、教育長も実質的には市長、知事、それと首長の部下に置くという改革であります。これに対して、まず教育委員会、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 先ほど吉岡議員から教育委員会制度のあり方について御質問がございましたが、現在中央教育審議会等で審議をされて、そして国の法改正の動向等を注視してるわけでございますが、私といたしましては、現行制度の中で不易、いわゆる変えてはならない、堅持しなくちゃならないものはしっかりと堅持をし、それから教育委員会制度に対していろいろ課題が出されてるわけでございますが、そういう面については現行の制度の中で真剣に対応していきたいと、そういうふうに考えております。したがって、現在教育委員会制度について議論されてることについては注視をしてるということでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 現行の制度というのが、1948年、戦後間もなくつくられた教育基本法ののっとるものだというふうに思いますけれども、これは戦時中でありまして戦前の教育を反省することによって、いわゆる政治家であるとか地方の行政が教育に関与すべきではない、余りそういった意味でいい教育が行われてなかったという観点から1948年に教育基本法がつけられ、首長であるとか地方の知事であるとか市長であるとかが教育行政にかかわってはいけないという法律ができたのが、その法律であります。

しかしながら、国を見てみますと、現にもう国会議員が文部科学大臣になったりでありますとか、政務官でありますとか副大臣、実質的な、いわゆる文部科学行政を取り扱っている、またいろんな法律をつくり出しているのは国会議員そのもの、政治家そのものであるところからいうと、地方の自治体、地方分権がまだ進んでない中で、地方だけがその教育改革に取り残されておるとというのが現状であろうかと思えます。日本全国一律に教育委員会を設置して、1,000万人を超える東京都であろうと250万人を超える広島県であろうと、広島市であろうと三次市であろうと、小さな村であろうと町であろうと、一律5人の教育委員で教育委員会をつくり、そこで教育行政を議論してきた、まさにこれこそが一律的にその法律のもとにその教育行政の一元化を図ってきたというところで、地方の事情によって、あるいは地方のあり方によっていろんな問題点もあるし、教育委員会そのもののあり方を含めて今後考えなきゃいけない改革の時期に来ているだろうと思えます。

特に、市長でありますとか知事でありますとか首長が教育行政に関与しないでおれる地域づくりとかまちづくりとか、今後の地方自治体の生き残りがあり得るかということです。昨日も、

教育委員会あるいは市長の考え方の違いというのを述べられておりましたけれども、ほんなら、例えばいじめの問題にしても不登校の問題にしても学力の問題にしても、地域づくりとかまちづくりとか地方の行政にとって物すごく大事な問題が教育にかかわる問題です。それなのに、これまでは法律の縛りがあって、市長が教育に関与するあるいは口出しをするという、口出しという表現はおかしいと思います。関与する、意見を持つ、政策で教育行政を引っ張るということができなかつたということ自体が私自身はおかしいというふうに思っておりますけれども、ぜひ今回の改革をあわせて、市長に集中的に政策あるいは大綱的なものを集中させて、市長のもとで教育委員会がその行政を行っていくという姿が好ましいというふうに思いますけれども、ぜひ増田市長の考え方をお聞きしたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 教育改革についての私のほうへ振られたわけではありますが、私なりに考えを申し上げていきたいと思っております。

当然教育委員会は教育委員会としての考えがあつておると思いますし、首長は首長としての考えがあつて、必ずしも一致しない面があろうと思っております。それが最たる面が中教審、今朝ほどでしょうか、13日に中教審の報告をするということの中で、両論併記になっておりますね。首長に持たせたほうがいいという多数意見に対して、やはり中立性を守るべきであるということの中で、従来の制度を守るべきであると。国の委員会においてもそれぞれの考えがあるということだけは御承知おきいただきたいと思っております。

そういう中で、市長としてどういう思いを持っておるかということでも申し上げさせていただきたいと思っておりますが、現行の教育委員会制度については、これまでもお話をさせていただいておりますように、中立性、継続性、安定性の確保、さらには地域住民の意向を反映したという考え方を基本に置きながら運営されてきたと思っております。そういう中で、一方では今の激変しておる社会情勢、とりわけ教育界においても大きな変化が起きておる中で、責任の所在の不明確さや審議等の形骸化、あるいは危機管理能力の不足とか、いろいろさまざまな課題が指摘されておるのも事実であらうと思っておりますし、迅速な、スピーディーな対応も今日的には重要であらうと思っております。そういう意味で、私自身は中立性とか継続性、安定性の確保は引き続き重要だと考えておりますが、その点については、これまでの教育行政のあり方、全面否定するつもりありません。しかしながら、先ほど言いましたような課題に対して責任ある対応ということ、あるいは地域のいろいろな民意をどう教育へ反映していくかということになると、首長の存在というのがとりわけ責任と使命が高いと思っております。

したがって、私自身、教育長の任命権についてはやはり首長のもとで任命がなされて、今吉岡議員がおっしゃったような形というのは決して否定するものではないし、これからも出るであろう文化行政、スポーツ行政、いろいろ含めて一体の中で進めていく、そういう時代が今とりわけ強くなったかなということで、ひいて言えば、教育長の権限については首長が持ってい



くことが時代の流れとしては望ましいかなという思いですが、最終的には国が法律で決めてくわけでありますから、いかなる市長といえども法律に相反して決定することはできませんので、我が国の動向を注視しながら、また国の一つの制度が明確化した中で、またそれに基づいた教育委員会と、また一般行政、市長部局の行政とが一体となって、将来にわたって本市を次世代を引き継いでくれるであろう子どもたちのためにどうあるべきかというのが、そこらで結論的には出てくるだろうと思っております。私の所感ということで申し上げさせていただきたいと思えます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) まさに教育の中立性であるとか継続性であるとかというのは、教育長であろうと市長であろうとどこに権限があっても、それはきちんと担保されなければならないものだろうというふうに思います。さらに、先ほど市長がお話をされたように、教育長に任命の権限はありますけれども、現在の法律上で言うと罷免の権限は持ってらっしゃらないのが市長ということになる。当然任命の権限を持ってれば、罷免する権限を持つてるのは当たり前のことであろうかと思えますけれども、こういった改革も含めて、長い間、1948年につくられた法律ですから、その中で大きくやはり今の時代に合ったような形に変えてかなきゃいけないものだろうというふうに思います。

続いて、2番の質問にも移っていきたいと思えます。この中で、ぜひ変えてほしいということ、変えなければいけないことということで、提案も含めて申し上げたいと思えますけれども。

今回、教育委員会の大きな改革、あるいは今でも十分できるわけですけれども、私自身は今回の首長、市長でありますとか知事でありますとか市町村長が権限を持った教育改革に合わせて、社会教育の分野でありますとか生涯学習の分野、あるいはその中で言いましても、スポーツ、文化行政というのは、やはり市長を中心とした行政全体の中で、それを推進すべく行われるべきだろうというふうに思います。教育委員会の場合は、教育委員会のあり方、中身は別にしても、もう学校教育に特化をして、スポーツでありますとか文化行政でありますとか、そういった分野に関しては全て市長のもとで市全体で取り組んでく、そういった組織機構改革も含めての対応が大事であろうかというふうに思います。

調べてみましたら、県内の市や町ではそんなに、いわゆるスポーツとか生涯学習の分野、文化行政が、大きく教育委員会から首長部局、市町村長部局に移っているところは少ないんでありますけれども、県を見ても、広島県も含めて中国5県は全て、スポーツの分野でありますとか文化行政というのは知事部局に移ってまして、例えば美術館の管轄、一番のトップは、もう知事であると。広島県もそうです。スポーツに関してもそうです。スポーツ振興も、一部学校のスポーツが残っておりますけれども、やはりスポーツとか文化行政というのが首長部局の中で行政一体となって、自治体と一体となってそれを進められているというのが県の状況でありますし、ぜひ三次市でも、他の自治体がやられてないんだったら先駆的にこういった、ス

スポーツ文化行政は特にこういったものを展開をしていただきたいと思うわけであります。例えば、この議会の質問の中でも出ておりますように、市民ホールの運営にしても、あるいは美術館の運営にしても、地域振興でありますとか観光や商工業などと切り離して考えることのほうが、やはりもうおかしな時代だというふうに思う。当然多くの観光客に来ていただいてその施設を使っただけ、利用していただくという観点から考えると、教育委員会1カ所で教育の分野だということでそういった行政を取り扱うのではなくて、こういった教育委員会ではなくて、市長部局のほうでその文化行政を取り扱うというのが本来の姿であろうかと思うんです。

もう一点言いますと、カープの試合を見に行ったり試合を催したり、催行したりということがありますが、ここでも疑問に思うことがたくさんあります。例えば三次市で行う、きんさいスタジアムで行うカープの試合につきましては、この担当をしておるのは市長部局の観光交流課が窓口ということになってます。MAZDAスタジアムに行くときの窓口というのは、教育委員会の社会教育課ということになる。そこに向けて物産で、野菜を売りたいとか何か売りたいとかというふうに物産で参加しようとする、そこは産業部の農林振興という形で参加をしなきゃいけない。それぞれの部署によって同じカープの試合を、同じカープに関することであっても、それぞれの部局で担当が違うとか、それぞれの試合、イベントによって担当が違うというのもおかしな話だなというふうに思う。1つにまとめてやると、もっと効果的にいろんな事業ができるんでないか、イベントが展開できるんじゃないかというふうに私自身思っていますけれども、ぜひ教育委員会、どちらでもいいんですけど、もう教育委員会は文化、スポーツ行政というのを放して学校教育に特化すべきだ、これについてのお考えをお聞きしたいと思えます。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求め)

○副議長(竹原孝剛君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 吉岡議員の吉岡理論を注意深く傾聴して聞きましたですが、文化行政につきましては市長部局から教育委員会に移管した際に、関連条例の改正について市議会で御決議をいただいております、現在教育委員会で所管するものでございまして、スポーツ、文化行政については、必要に応じて市長部局と緊密な連携をとりながら教育委員会が責任を持って推進をしていくと、そういうふうに考えております。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○副議長(竹原孝剛君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) 市役所の組織機構の基本的な考え方でございますが、これは行財政改革大綱、さらには推進計画の中でお示しをいたしておりますが、変化の激しい社会経済環境の中で、また厳しさを増す財政状況のもとで、行政課題に的確に対応できる効率的で柔軟な組織機構を目指して、検証と見直しを継続的に取り組むということをあらわしております。また、来年3月の定例会には、今後10年のまちづくりの総合指針としての新しい総合計画の案を御提案

させていただき予定でございますし、また、現在建設中ではございます新庁舎のほうも来年度には完成をし、それに伴って部局等の配置場所の移動等を予定をいたしてるところでございます。御指摘をいただきましたスポーツ、文化、こういった行政の推進は大変市民の皆様にも重要なものでございますし、今後の三次市のまちづくりを進めていく上で重要な分野であるというふうに認識をいたしております。この推進体制や窓口を見直す場合には、先ほど述べましたような背景や基本的な考え方を勘案する中で、市民の皆様に真に利用していただきやすい体制として、また効率的で柔軟性があり、御指摘がございました連携がより保ちやすい、そういった機構ということを目指す中で、あくまでも行政組織全体、機構全体の中で検討していく必要があるかというふうに考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) よくわかりませんが。要するに市長のもとで予算も権限も政策的な事業も握ってそれを推進するほうが、イベントとしても集客力としても上がるという、より効果があがるということで、ぜひ組織の改革を、改変も含めてお願いをしたいというふうに思います。

特に、3番に移りますけれども、その中で今回教育改革、中教審の教育改革の中で、首長に権限を移すということと同時に、もう一つ大きな要点が上がってきました。これは、文部科学省の教育改革に関して全国学力テストの取り扱いであります。特に、これまで小学校6年生と中学校3年生に実施していた国の文部科学省が主催をする全国学力テストの実施要領を変更をして、これまでは禁止をされてきた市町村教育委員会による、いわゆる学校別の成績の公表が来年から認められるということになりました。もう既に試験日も決まっておりますけれども、当然三次市としても、その成績公表に向けて学校別のその転換と準備を行うことが必要であるかと思っておりますけれども、教育委員会のお考えをお聞かせください。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 全国の学力・学習状況調査結果の公表につきましては、今までは国の方針にのっとりまして、学校名を明らかにした公表は一覧としてしないというふうにしておりますけれども、先ほど議員の質問がありましたように、それぞれ各学校では、各学校の個人情報に留意しながら、学校だよりなどでその学校の実績は公表をしております。したがって、学校別の公表につきましては、目指す子ども像の実現だとか、あるいは児童・生徒の学力の定着や向上、さらには市民や地域への説明責任等を行う観点から議論をしながら検討して、教育委員会の中で公表するかどうか検討をしたいというふうに考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番（吉岡広小路君） パネルをつくってきましてけれども、このパネルの内容については後ほどお聞きをしたり分析をしたいと思いますが、このパネルのほうは、広島県で昨年6月11日に実施をされた広島県の学力テストの結果です。広島県では既に市町村別には、そこに書いてあるように平均点も公表してます。三次市で言うと、小学校5年生の国語が10位、5年生の算数が10位、5年生の理科は23市町のうち16位。中学校2年生になると、国語が9位、中学校2年生の数学が23市町で12位、中学校2年生の英語は8位、理科は16位という形で、もう既に公表されてます。でも、これ知事でありましてか広島県の教育委員会へ問い合わせると、もう既に広島県の場合は学校別で公表していただいているように指示をしとるといいます。これ読んでみますと、湯崎知事が先般の記者会見の折にも話をしておりますけれども、学校別の成績は、各市町、教育委員会が各校に判断を委ね、原則公表されているというふうになってますけれども、私自身今回初めて知って、広島県の学力の、いわゆる平均点であるとか結果というのがそれぞれ学校別に公表されているというのもしらなかつたのが事実であります。教育委員会でも広く市民の皆さんにそういった情報も含めて出していただいで、最終的にどうするかというのは学校長の判断とかというのがありますけれども、それすらもわからない。他の自治体で言うと、学校別の成績をきちんと把握しておる自治体もあれば、そうでなくて、教育委員会あるいは学校長の判断によってデータとか資料が公表されないというの、おかしげな話であります。

今回、先ほど言われました全国のもの、これから教育委員会のほうで議論するということがありますけれども、文部科学省では、市町村の教育委員会が公表しない場合でも都道府県のほうで公表できると。都道府県のほうは、もちろん各市町、自治体の教育委員会の調整であるとか同意が必要というような文言も書いてありますけれども、当然でも助言、指導する立場が県の教育委員会がそれぞれの自治体の教育委員会にあります。先ほど言いましたように、湯崎知事のほうも広島県に関してはテストの公表、広島県で行われているテスト、それから全国で行われている学力テストについても公表すべきである、全国学力テストでも同様に扱うべきだということで、それを明快に打ち出されているのが広島県ということになってます。それでは、その広島県が公表するというもとで三次市はどのような考えでいくのか、もう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

（教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める）

○副議長（竹原孝剛君） 児玉教育長。

〔教育長 児玉一基君 登壇〕

○教育長（児玉一基君） 先ほども答弁をいたしましたですけれども、各学校が、それぞれの学校が自校の実績あるいは成績については公表しておりますし、それに対する対応策も学校だよりなどできちっと報告をしているというふうに思ひます。ただし、小規模校で子どもが児童が認定がされるようなところについては、生の点は公表してないということがあつてもわかりませんが、学校自体としてはそれをやっていると。そして、市教育委員会がそれぞれの学校を一覧にして公表することについては、先ほども答弁で言ひましたように、いろいろな観点から検討さ

せていただいて、そして教育委員会としての見解をまとめていきたいというふうに考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) ちょっと先に行きたいと思いますが、このテスト、広島県のテストの分析をしてみたいと思いますが、いみじくもこの前総合計画の素案が出されたときに、教育委員会の中で学力に関すること、素案によるとトップファイブを目指すということで、トップファイブって全国トップファイブ、県内、ちょっとお聞きしたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 総合計画でお示ししてるトップファイブというのは、県内トップファイブを目指すということでございます。これは23年度に策定したみよし教育ビジョンにも掲げてる目標でございまして、県内での5番以内の知・徳・体、バランスのよい学力の向上を目指していこうというものでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) ちょっと県内ではっきりしたような気が、全国トップファイブを目指すぐらいの思いがあってもいいと思いますが。でも、この表を見る限り、去年より比較的順位が上がった教科もありますけれども、この順位を見る限りは、まだまだトップファイブにはほど遠い内容であろうかと。じゃ、トップファイブになるためにどうしたらいいのか、お聞かせいただきたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 今議員が提示していただいております広島県の基礎基本の状況調査、昨年よりは若干上がった部分もあります。ただ、まだまだ目指す目標には届いてないという認識をしております。ただ、学年ごとに、県の場合はこのものは小学校5年生と中学校2年生を行っておりますが、その学年ごとの波があるということもあります。本市では独自に1月に、小学校1年生から中学校2年生までの8学年の全校生徒に対して市で学力調査を行っております。そういったもので個々の状況、子どもたち一人一人、小まめにそういった学力の伸びを把握し、学校教員が、それが市費教員も含めて現場で少人数学級、それから習熟度別の授業も展開しております。そういった中で個々の伸びをしっかりつけてくと、学力をつけてくというものが、結果としてこういった学力調査全体の目標に到達するよというということで目指して進めていく

ことが大事と考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) その内容でトップファイブに入れるのかどうなのかというのはわかりませんが、皆さんのお手元に平均点があります。これ、お手元の資料で言うと広島市になってますが、これ広島県の平均点です。広島県の平均点、三次市の平均点比べてみますと、三次市が若干どの教科も上になってますが、これ比較的分析をしてみますと、いわゆる対象人数の多い、子どもたちの人数の多い広島市であるとか福山市であるとかの平均点がやっぱり悪いもんですから、全体としたらトータルで平均点が悪くなるということだろうと私自身は分析をしています。その中で、高い地域であるとか自治体というのは、学力がどの学年についてもどの年においても高いわけでありまして、そういった取り組みをしていかなければいけないというふうに思っています。

特に、ちょっと今回、英語教育に特化して1つだけ聞きたいと思うんですが、例えば小学校の英語、今回の文部科学省の改訂によって、今まで5年生から英語教育をやりましょうといったものが、今度3年生からになったりします。ある市立高校であるとか、あるいは国立の附属小学校などで言えば、もう英語に特化してやらなければいけないということで、もう小学校1年生から英語教育を数時間取り入れて英語教育に力を入れたりでありますとか、受験で、もう大学受験にかかわらず中学、高校受験で、英語の、いわゆる英検何級であるとかTOEFLであるとかTOEICの点数が何点であるとかで、それを重視してそれを受験の可否に加えようであるとか、就職試験においても、英語力を試す就職の可否を加重を重くしようであるとか、こういったところが叫ばれておる中で、じゃ三次市は英語教育をどのように行おうとしているのかというのが全くわからないというのがあります。例えば今ALT、外国人講師であるとかJTE、日本語教員ですね、日本ので英語免許を持つとられる方が一緒になって教えられてますけれども。じゃあ、三次市としたら、どっちの方向行くのか、英語の。これも総合計画の素案では、日本一の英語教育の推進って書いてある。果たして今のこの内容で日本一の英語教育の推進ができるのかどうなのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 英語教育につきまして、特に小学校で、本市は小学校4年生からしっかり英語教育、外国語の時間で学習をしてこうということで、議員が今おっしゃっていただいたようにALTだけでなく、日本人の英語教育ができる助手としてもJTEとして現在3名配置しております。また、ALTについては7名の配置ということで、これは近隣他市、県内でもかなり重点的に取り組んでるという部分があります。中学校においては、学力テスト等で英語の学力も市のほうでも調査をしております。県の中でも、ほかの科目に比べては英語の力は

ついでと思っておりますが、目指すトップファイブの圏域にはまだ達していない状況がございます。今後もしっかり小学校の段階で英語教育を充実させてこうとおっしゃるとおり、国のほうでは小学校の3年生からというような方針も出されております。本市としまして、今後ネイティブスピーカーであるALTのほうを強化するということとともに、小学校の早い段階で英語に親しんでもらえる、違和感なく英語が日常的に感覚として身につけてくという教育を目指していきたいと考えます。また、本務者のほうの、正式な県の教員のほうの小学校教員のほうの英語のその技量も高める研修も充実させていきたいと考えております。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 今日日本の英語教育の推進を目指してということで三次市で大変誇れることがございますが、それはやはり国際交流でございます。つまりアメリカス市との交流だとか、カナダのメープルリッジの交流だとか、あるいはインド、あるいは中国の四川省の雅安市、そういう外国との交流をやって、特に英語圏との交流の中で、私は何回か子どもたちが行って帰ってそして発表しとる姿、あるいは英語のスピーチコンテスト、そういうような、三次市が他の市とは違ってすばらしい財産を持つてる、そういうものをやはり義務教育の教育の中で最大限活用していくと。もちろん、先ほど次長が言いましたように、英語の教師なり、あるいはALTなりJTEとか、そういう教師がやはり努力をするということも大切ではありますが、三次市が持つてるそういう蓄積をしてきましたという財産をしっかりと教育の中に生かしていけば、決して三次市が日本の英語教育が推進できないということではないというふうに思いますし、そういう効果を少しずつ子どもたちが獲得し、発揮してくれているのではないかなというふうに評価しております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 特に英語教育に関して言えば問題がどこにあるかということ、小学校の教員、いわゆる教員免許を持ってらっしゃる方が、今まで英語がなかったのが英語にたけた先生とか、英語を別に教えなくてもいい免許で今の小学校の英語を教えようとしてるところに、大変な大きな課題があるかと思うんです。もちろんネイティブスピーカー、外国人講師を採用するというのはいいことだと思いますけれども、当然その中で担任はできないし、ネイティブの外国人講師なんて。その中で、やはりそれをきちんとフォローできるような専門性を持った人がフォローして、これ英語に限らずですけども、そういった体制をきちんと整えて初めて、学力向上であるとかトップファイブを目指せるんだらうと思います。後から言いますが、実施計画であるとかあるいは予算であるとか、やっぱり予算がことよりも来年少なくなったりとか、人の配置が例えば少なくなったりするような状況下で力を入れておるとか、授業時間がふえるのに人が少なくなると今よりも力を入れるんだと言われても困るので、ぜひ来

年の予算では大幅な、トップファイブを目指しての実施計画あるいは総合計画に基づいた内容が伴われるように期待をしておきたいと思います。

私、端的に言いますけれども、学力向上を一番に上げようと思ったら、先ほど、もとにかえりますけれども学校別の成績公表を行えば、学力というのは格段に、すぐに即効性を持って上がるであろうというふうに思われます。特に今回、表をつくってみて改めて感じたのが、皆さんの表で言うと一番右の端になりますけれども、今回特に特筆すべき内容は何かというと、広島県立広島中・高等学校の平均点が異常なぐらい高いということです。これは中学校、高校の併設校、併設型の中高一貫校を広島県が平成16年に黒瀬、東広島につくったところからスタートしますけれども、まだ大学の受験生も3年ぐらしか迎えてないと思えますけれども、それでも物すごく今人気が高くて、学力が高いということになってます。この数字を見てみても、中学2年生の段階で、三次市が例えば中学2年生の国語74.5点のときに95.4点とか、もう20点以上の開きがある。さらに、理科などはもう倍近い開きがあるというようなことを考えると、やはりこの中高一貫校に対して果たして勝負していけることができるのだろうかというのが基本的な疑問として感じざるを得ないということでもあります。特に中学2年生というと、入学してわずか1年しかたっていない中で、いわゆる学力テスト、統一テストを行ってもこういった差が出ているわけですから、6年間の中高一貫になったときにどれだけの差が出るんだろうというふうな形で思うと、やはりもう一度、市長のほうはもう示されておりますけれども、三次市が示しておるように、もうやはり三次市も中高一貫、その中高一貫校の誘致でありますとか、中高一貫教育に向けてかじを取ってかなきゃいけないというのがこの数字を見ても明らかだろーと思えますが、教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 中高一貫教育につきましては、本市としても積極的に進めていきたいというふうに県のほうにも要望をしております。ただ、その成績を見た場合、義務教育の小・中、義務教育で全ての子どもたちをカバーし、その中で一生懸命学力向上に対してのそういうデータと、それからある一定の、言うならば入学試験なり、ある一定のレベルをクリアした人を入れてきて出してる平均点というのを単純に比較するということは、なかなか問題があるんじゃないかなあというふうには思いますが、それにしましても、中高一貫教育については教育委員会としても積極的に推進していきたいと思えますし、総合計画の中にも中高一貫校をやっばり進めてくというふうにならうって、今元案の中でうたっておりますんで、そういう観点で市長部局のほうとも連携をしながら進めていきたいというふうに考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 黒瀬にあります広島中・高等学校は県立でありますから、そんなに試験



をして入学させるということではなくて、面接重視で入学をさせてるようです。もともと学力の高い子しか面接に行かないと言われれば、そうですけれども。その中でも、こういった形で鍛えればいいか、学力を高めていけばというのが徹底しているのが、やっぱりこの中高一貫、中高のあり方だろうというふうに思いますから、三次市でも、その中高一貫校の誘致も含めて積極的な対応をしなければいけないというふうに思うところであります。

特に、広島県がことし3月にまとめた今後の高等学校教育のあり方の中では、その位置づけでありますとか、中山間地域を含む他の地域での中高一貫校の設置についてもその可能性を言及していて、来年度、広島県のほうでは具体的な計画を県の教育委員会で策定するというふうに3月の時点ですでに出ています。ですから、もう平成26年度には次の中高一貫校、広島県が成功しておりますから、次の中高一貫校をどこにするかという、もう綱引きが実質上は始まっているという考えのもとで、もう一体的にやっていただければだめだということであろうかと思えます。その際、広島県の教育委員会がいつも言うのに、市長は中高一貫校の設置で、誘致でありますとかそういったところで来られるけれども、どうも三次市の教育委員会が小中一貫校、どうも我々が目指す中高一貫校、教育と、三次市の目指される小中一貫校が違いがある、この整合性はどうするんだということをいつも聞かれるんですけども、もう一度考え方をお聞かせ願いたいと思います。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 小中一貫校は、義務教育を担当しております三次市教育委員会が小中をつないで9年間の中で、三次の目指す子ども像、そういうものの実現に向かって努力をしていくということでございます。それから中高一貫校につきましては、先ほども積極的に対応をしていきたいということも考えておりますが、三次市の子どもたち、生徒の進路、児童・生徒の進路の選択や、それから多くの人材が三次市の中から輩出できるように、そういうことで教育環境を充実させたいと、そういう観点から中高一貫校を進めていきたいという、積極的に要望をしていきたいというふうに考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 方針転換ということではないですけども、できるだけ来年度もこの中高一貫で、次にどこに決まるかというのが方向性が見えてこようかというときに、できる限り市長を中心として、もう中高一貫で三次市も行くんだというのを全面的に押し出していきたいと思うんです。県の教育委員会が言うには、やはり施設を、いわゆる学校を新しく建てて新設の高校を建てたりするのは経費の面であるとかいろんな面で負担が大きいので、今目指している方向としたら、既存の施設の活用ができないか、中学校もあろうし、高校もあろうし。その関係で言うと県北などは、いわゆる中山間地の中で言うと、空きクラスがたくさんあります

から。それを利用して中学校の併設ができたりという可能性が高いということになりますが、中山間地といいましても、県北の場合は庄原市もあるし、いろんなところもあるかという、やはり地域間の競争になりますからそれに負けないだけの、地域間競争でその中高一貫校の誘致をなし遂げなきゃいけないというふうに思ってますけれども、その中身として、ぜひ学力向上をしてかなければいけないとか、今後の教育のあり方をもう一度見直そうとか、総合計画、素案はできましたけど、その中身であるとか実施計画であるとか、そういったものの中で、ぜひ内容を整理をしていただきたいと思うんです。ぜひ中高一貫校の設置に向けての、誘致に向けての取り組み、三次市もやっぱり応分の負担をして、県の施設であっても誘致をするべきだろうと思いますけれども、これに関して市長の考えをお聞きしたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 中高と小中の2つ、今進めていきたいということの中で、私は1つは、第1点は、中高は、総合計画がお示ししておりますように全力を挙げて誘致に努力をしていきたいと思っております。今おっしゃったような市費を投資していくということも、それは当然あってでも、財源の、事業費の限界はありますが、そういう面も含めて全力に努力をしていきたいと思えますし、また行政のみならず経済界含めてオール三次で、県行政あるいは県教育行政へ求めていきたいと思っております。その点については吉岡議員の考えとは変わるものはございません。

2点目は、小中、これはしっかりとやってもらいたいと思っておりますよ。学力テスト、ここへ出ておるものを今見させてもらっておりますが、これはこれとして、事実は事実として認めて教育委員会もいくべきであろうと思えますし、1回だけで全体を評価すると、それもどうかという面もなきにしもあらずですが、これはこれとして、やはり率直に学校運営に生かしてもらいたいと思えます。特に、さっきおっしゃったトップファイブ、県内か全国かということでお話がありましたが、私自身が言いたいのは、市費による少人数学級等々を含めた、市費教員含めた人員配置を、きのうもお話を教育委員会はしておりましたが、92名ですね。そしてALTと、英語関係で10名ということになれば102名ですよ。102名というのは県下一は私は間違いないと思えますよ。これはむしろ全国一だと思います。それだけ市としても一般財源を、今おっしゃった将来に向けての人材育成、人づくりということで財源を教育のほうへ充てておるといのも事実でありますから、そういう意味では、市教委である三次市の教育委員会のみならず、県の教育委員会としてもしっかりとそれを受けとめて進めてもらいたいと、このように私自身思っております。そういう意味では、教育委員会と連携を持ちながら、また県の教育委員会とも強く言うべきものは言って、主張すべきものは主張して、やっていきたいというように思っております。

以上、私の決意を含めてお話をさせていただきます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○副議長（竹原孝剛君） 吉岡議員。

〔1番 吉岡広小路君 登壇〕

○1番（吉岡広小路君） いわゆる小中一貫校というのは、中学校まで勉強して高校受験を目指しますというスタイルです。中高一貫は、中学校から高校はストレートに上げて、いわゆる高校から大学受験をきちんと目指して対応しますということなんで、考え方、受験のあり方、勉強の仕方という、ある面で180度違うだろうというふうに思います。そうしますと、最初に戻りますけれども、市長のリーダーシップのもとで教育行政大綱、方向性、目指すべきものをきちんと決めて、それに対して教育委員会もきちんとその方向に向いてく姿が、今ここの中高一貫校の誘致に関しても求められている内容であろうかというふうに思いますので、それをぜひ期待をしたいと思います。

4番、5番、残りの質問まとめて質問をしたいと思いますのですが、じゃあ、先ほど繰り返しになりますが、総合計画が出されました。子育て支援であるとか、あるいは女性の社会参加に対する支援でありますとか、本当にしたい内容が多く含まれてますけれども、それがやはり、総合計画が来年からスタートするんであれば、先ほどの学力の問題や中高一貫校の問題、こういった問題も含めて、あるいは企業誘致に関して、まだまだ足りない。先般から出てるように新エネルギーの問題や、僕が前から言ってますようにコールセンターの問題など、いろんな意味で新しい施策であるとか総合計画に対応した実施計画が、ぜひとも来年からスタートされるべきだというふうに思いますが、最後にそれを聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

（地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○副議長（竹原孝剛君） 藤井地域振興部長。

〔地域振興部長 藤井啓介君 登壇〕

○地域振興部長（藤井啓介君） 今年度の実施計画あるいは財政計画につきましては、現行の総合計画、みよし百年物語に基づく政策体系でまとめております。平成26年度のみ計画とさせていただきますけれども、現在策定中の新しい総合計画の内容を意識して、必要な事業を検討して計画に反映している部分もございます。例えば農業連携拠点施設の整備でありますとか、オール三次産品ブランド化事業、女性就労起業促進事業、花の里みよし推進事業などでございますけれども、新しい総合計画につきましては、平成26年の3月議会での提案を予定をさせていただきますので、その時期に合わせまして、改めて新しいこの総合計画に基づく実施計画、財政計画をお示しをさせていただきたいと考えております。

（1番吉岡広小路君「終わります」と呼ぶ）

○副議長（竹原孝剛君） 順次質問を許します。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○副議長（竹原孝剛君） 杉原議員。

〔15番 杉原利明君 登壇〕

○15番（杉原利明君） 新学生会杉原利明でございます。

教育長は、昨年9月議会で私の問いに対し、日本は今国難の時代であるとおっしゃられました

た。私もそう思っております。だからこそ、今世界を覆う不安と混乱の中でそれを乗り越え、混沌とした世界から人類を守るといった志を持った人物を育てていかなければならない、そういった人物を時代が求めるときが来ると、私は強く思っています。今を生きている子どもたちが自分の与えられた天命に気づき、大変な時代ではありますが、自分の役割をしっかりと果たして目を輝かせて生きていくと、そういった、みんなが坂の上の雲を見ているような社会をつくらなければいけないと強く真剣に思っているところでございます。本日も、これまで同様、我が国が目指している教育、また教育関連法や学習指導要領から1ミリも外れることなく提言をしまりますので、誠意ある答弁をお願いいたします。

まず、うそだらけの捏造、過激マンガ「はだしのゲン」の学校図書館への配置は、まさに児童への精神的虐待であり、学校教育現場における日本の先人へのヘイトスピーチの放置と言え、学習指導要領や学校教育法に明記をされている、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努める、我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養うといった、当たり前の気持ちを育むことを明らかに阻害するうそや捏造、教育上許されない行為が多々示されており、極めて罪深いという観点から質問いたします。

「はだしのゲン」は、週刊少年ジャンプで連載が始まり、その後、日本共産党中央委員会を発刊元として創刊された「文化評論」などの雑誌を経て、最後には日教組の機関紙「教育評論」で連載されたもので、その都度、捏造や政治宣伝がふえてきた代物です。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的とする学校図書にふさわしくないことを、幾つか論拠を示しながら訴えさせていただきます。

例えば、日本軍の残虐行為をでっち上げ、捏造した中国共産党のプロパガンダそのままだが、至るところに描かれています。幾つか紹介させていただきます。日本軍将兵が「妊婦の腹を切りさいて中の赤ん坊をひっぱり出したり」、「女性の性器の中に一升ビンがどれだけ入るかたきこんで骨盤をくぐらせて殺したり」と、そういったせりふがグロテスクな描写で表現されていますが、そのような史実はございません。ここに描かれている蛮行は、昭和12年に起こった通州事件で中国人が日本人に対して行ったもので、事実が全く逆転して描かれております。

また、「天皇陛下のためだという名目で日本軍は中国、朝鮮、アジアの各国で約3,000万人以上の人を残酷に殺してきとるんじゃ」というせりふに示された数字は、中国共産党の政治宣伝の数字であり、8月25日付の読売新聞諸説でも、根拠がなく、特定の政治的立場にも通じる主張であると指摘されています。ほかにも、「日本が三光作戦という、殺しつくし、奪いつくし、焼きつくすで、ありとあらゆる残酷なことを同じアジア人にやってきた」とも罵倒していますが、史実とかけ離れています。これらうそに基づき、日本人を悪辣な人間として侮辱する許しがたい描写であり、まだ知識のない児童がこれを読めば、そう信じてしまう可能性はほぼ100%であり、児童の発達の段階を考慮し、社会的事象を公正に判断できるようにするという指導要領にも反しています。

また、学習指導要領の天皇についての理解と敬愛の念を育てるとの規定に反し、この漫画は

皇室否定の立場から昭和天皇を罵倒し、おとしめ、罵詈雑言を投げつけております。「あの貧相なつらをした、じいさんの天皇、今上裕仁を神様とありがたがり、デタラメの皇国史観を信じきった女も大バカ」、「いまだに戦争責任をとらずにふんぞりかえつとる天皇をわしゃ許さん」、「まずは最高の殺人者天皇じゃ、あいつの戦争命令でどれだけ多くの日本人、アジア諸国の人間が殺されたか」などと書かれており、昭和天皇が和平に努力した史実にも反していますし、これを読んだ子どもたちが、天皇陛下に対して敬愛の念を持つことができるとは私は到底思えません。

さらには、国歌・君が代の否定です。「なんで、きれいな天皇をほめたたえる歌を歌わんといけんのじゃ」、「君が代なんか国歌じゃないわい」とも言わせており、国歌を児童・生徒が歌えるように指導することを規定している学習指導要領に反します。

さらに、原爆の開発や投下についても史実に反した描写がありますし、「原爆の破壊力と惨状がなかったら、戦争狂いの天皇や指導者は戦争をやめんかったわい、日本人は広島、長崎の犠牲に感謝せんといけんわい」と主人公に言わせていますが、そもそも原爆に感謝するという言葉もゆがんだ歴史の捉え方です。

今指摘したのはごく一部ですが、明らかに教育基本法、学校教育法、学校図書館法、学習指導要領に違反しており、「はだしのゲン」は性や暴力に関する有害図書と同様、教育目的に反する図書であり、学校図書館から速やかに撤去すべきと考えます。この図書への認識、対処についてお答えください。教育的価値があるというふうに思われていらっしゃいますか。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 各学校において学習指導要領にのっとって全ての教育活動を展開するという事は、議員も御承知のとおりだと思います。「はだしのゲン」につきまして、戦争や被爆の実相を示す資料としての価値はあるというふうに考えております。ただ、一部には、今議員がおっしゃったような過激なシーンや学習指導要領に反するような記述も確かにございます。これを学習資料とする際には、児童・生徒の発達段階に応じて正しい認識が形成されるよう、学習指導要領にのっとって適切に指導することが必要であると考えております。現在のところ、「はだしのゲン」の扱いについては特に学校の判断に委ねておりまして、学校図書として制限を加えるということは考えておりません。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 学校図書と置いていることに対して学校に任せているということですが、教育委員会としての対応、指導していく必要があると思うんですけども、教育委員会の見解をお伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長（竹原孝剛君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 「はだしのゲン」の図書について、松江市でのことがマスコミ等で話題になった際に、教育委員会会議のほうで本市の状況について説明しております。ただ、その段において、改めて正式にこれを制限にするということで議案として教育委員会会議へ諮るということはありませんでした。ですから、現状としましては、学校図書については学校長の判断で開架、閉架等をするということで、権限を校長に委ねております。そういった関係で、全ての小・中学校全部に置いてあるわけではありませんが、そういった置いてあるところは現在のところ開架へ置いて、自由に子どもたちは閲覧できるようにしておるところです。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○副議長（竹原孝剛君） 杉原議員。

〔15番 杉原利明君 登壇〕

○15番（杉原利明君） あくまで学校に任せるとのことなんですが、ふだん教育委員会はいろいろな報告書を提出させて指導行政を行っているわけなんですよ。教育委員会の考えがあるから全てを何でもは任せていない中で、問題になりそうなものに関しては考えを示さないというような感じにとれるんですけれども、しっかりと教育委員会としての方針を示していただきたいと思います。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○副議長（竹原孝剛君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 教育委員会会議で情報提供をさせていただいた折には、そのことについて、委員長、それから各委員も、これを議案として審議する必要はないという見解でございました。ですから、従前どおり「はだしのゲン」については学校できちっと管理はしているということでございますし、先ほども申しましたように、これを子どもたちに見せるということで、その後、戦争や平和について、これは教科の中でしっかり指導しております。天皇の敬愛に対する念についても、学習指導要領にのっとってしっかりそこは教育でカリキュラムの中で指導しているところでございますので、この学習指導要領に反するような指導ということではないというふうに教育委員会としては考えております。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○副議長（竹原孝剛君） 杉原議員。

〔15番 杉原利明君 登壇〕

○15番（杉原利明君） 学習指導要領によって教育を授業中にされているのはわかるんです。ただ、小学校1年生から誰でも、開架に置かれているということは読めると。何の知識もない子どもでも、読んで、それを、何の知識もない状態だったら絶対信じるでしょと。学校の図書館に置いてある本に、そんなうそが書かれているとは到底子どもたちは思っていないわけなんですよね。小学校の社会の学習指導要領の解説の中でも、歴史学習との関連に配慮し、天皇が国

民に敬愛されてきたことを理解できるようにすることが大切であると、ずっと天皇は敬愛されてきたということを理解させるというふうを書いてある中で、あのような表現は絶対に子どもたちにいい影響がないと思うんです。平和とか反戦の学習の力が「はだしのゲン」にあるのであれば、そういった反国家的なイデオロギーの部分も子どもたちに影響は与えるはずなんです。そんな、あっただけいい影響があつて、こちらは全く影響がないなんていうダブルスタンダードがあるわけがないんです。今、教育委員会議では諮られないというような話になったと言いましたけど、教育長は実際に、次長も、読んだことがあるのか、いつ読まれたのか、お伺いいたします。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 私は、松江で松江市の課題が出たときに、三次市立図書館で借り入れをするためにお願いをして借りましたが、なかなか、どこにもないっていう、1つだけそろっていたのが作木支所にある図書館に1巻から10巻までそろっていましたですから、それを借りて、1巻から10巻まで「はだしのゲン」について読ませていただきました。その中で、戦争反対、原爆反対、そういう平和を求めるやっぱり叫びっていうのは、大変に心を打つところがありました。そして、今杉原議員がおっしゃる描写のところも読みました。そういう場合、特に学校の場合は、子どもに非常に近くに接してるわけですから、いろいろ子どもたちの疑問を解くような、そういう丁寧な、子どもたちに本を読んで、子どもたちに対する教師の指導が必要だろうというふうに思います。したがって、教師は大変忙しい中で、そういう教材の勉強だとか、そういうことに対する子どもたちの疑問に対して答えていく、そういう勉強、研究、そういうものを大変にやっている教師はたくさんおりますんで、そういう面で、現場の中で子どもの発達状態に応じてそういうものを読んだときに、「はだしのゲン」を読んだときに、子どもの発達状態に合わせて指導を丁寧にするということが一番だろうというふうに考えております。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 指導されるということなんですけど、言ったように、天皇について何も、例えば小学校6年生だとしたら、1年生から読む子どもが開架ならあるんです。開架は貸さないということじゃなくって、許可を得て貸すということで、どの子が読んだかが学校側としてちゃんと把握できるという状況だからフォローのしようもあると思うんですけど、開架であるならば、誰が読んだか、ちゃんと貸し出ししない限りわからないんです。その中でちゃんとフォローができるんかっていうのが僕は疑問なんです。学校図書に選定基準というのはいないんですか。何を基準に学校図書に設置を決められるのか、わかれば御答弁お願いします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 学校図書の選定基準につきましては、全国学校図書館協議会というの  
がありまして、そこが図書選定基準を出しております、これに100%従うということではご  
ざいませませんが、学校長の判断により、これを基準として用いて、図書の収集をしております。

繰り返しになりますが、この学校図書で「はだしのゲン」を置く置かないについては、当初  
入れていたところもあり、それが古くなって廃棄をしてそのままになっているような状況  
もございますが、この「はだしのゲン」の評価というものは、広島県下でも非常に高い評価を  
得ているというふうに認識しております。広島市においては、学習教材として平和学習の中で使  
っているという実態もあります。やはり被爆ということ、世界に日本だけその体験をした国、そ  
して戦争に反対していこうという気持ちは、作者の中沢啓治さんも強く思っらっしゃる部分  
があるというふうに私も読んで感じました。私も昔読みましたし、今回の事件のときに改めて  
読み直してみましたが、おっしゃるとおり最終部分、最終巻の部分は非常に残虐なシーンもあ  
り、天皇に対する戦争責任等を登場人物として発言しているというようなシーンがございます。  
ただ、この漫画そのものが全てそれを肯定して認めて、そういうことに対する論評をするため  
の漫画というふうには私は思っておりません。戦争を反対してくという作者の強い気持ち、熱  
意を、ストレートにやはり子どもたちにもそれは伝わる部分があるかと思えます。

先ほど天皇陛下の敬愛の念について学習指導要領でも少し触れましたが、詳しく申しますと、  
歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにする  
ことと、はっきり指導要領に明示されております。学校の中で、このことを踏まえてしっかり  
道徳の学習とか、道徳の時間とか、もちろん歴史の時間も含めて、そういう教育を推進して  
おります。これに逸脱するような指導は学校では行ってはおりません。そのことについては改め  
て答弁させていただきたいと思えます。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○副議長（竹原孝剛君） 杉原議員。

〔15番 杉原利明君 登壇〕

○15番（杉原利明君） 教育でやられてないのは、もう存じ上げとるんです。全国学校図書館協  
議会の図書選定基準の中には、学問的な真理や歴史上の事実が故意にゆがめられたり、無視さ  
れていないか。実在の人物については、公平な視野に立ち、事実に基づき正確に扱われている  
か。特定政党の立場よりする宣伝及び一方的批判を内容としたものは対象としないというふう  
に、項目にしっかり明記されてあって、なぜ「はだしのゲン」だけが学校図書でもありながら  
許されているのかというのが私は不思議なんです。平和とか反戦は学ぶ本はたくさんあると思  
うんですけども、これほどまでに如実に、天皇や日本軍とか日本の先人がしてきたことを如  
実に一方的に批判している本とか図書とか漫画が、ほかに学校に導入されることがあるのかと  
いうのが私は疑問なんです。

教育の中で教えていくことは当然規定されている中でしますが、なぜこれほどまでに反した  
本を学校図書として置かれているのかというのが僕はおかしいと思うんです。何でおかしいか



というたら、学校図書館法の中にしっかり明記されているとおり、学校図書館は、学校教育において欠くことのできない設備であり、学校教育を充実させることを目的としている、さらに言えば、小学校、中学校、高校の学校図書は、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられている学校の設備ということ、やはり学校図書に、これほどまでにこの学習指導要領から、完全に明らかに反しとるわけなんですよ。それを普通は認められないでしょと、教育委員会はね。今までの答弁でも、学習指導要領から逸脱することはないと教育長はおっしゃられてきましたし、私が自虐史観というものに対して質問をした際に、今の歴史観はいろいろ市民の方はお持ちでしょうが、指導要領なりそういうものに沿って教育をしてるということで、それを逸脱することはあり得ないというふうにおっしゃられとるんです。ここが、僕はダブルスタンダードが「はだしのゲン」にだけは存在しているというふうに思うんです。

今もいい本みたいな感じで言っちゃったけど、皆さんもいい本だというふうに思われとるかもしれないかもしれませんが、詳細についてしっかりと見られとる方というのは余りいらっしやらないんじゃないかというふうに思うんです。ジャンプに連載された5巻までと6巻以降は、明らかに内容、主張するものが変わってきとるんですよ。

私は、学校図書館に「はだしのゲン」を置いている学校へ実態調査のために電話をかけさせていただきましたが、数校かけて、私すぐやめました。何でかっていったら、学校長は自分の学校に「はだしのゲン」が置かれているということを御存じなかったからです。数校かけたんですよ。「はだしのゲン」あると思いますけどって言ったら、そうなんですかというところで調べてもらっていただくようなことなんです。だから、そりゃ司書教諭の方は知られとるかもしれませんが、本当に校長がしっかりと管理して、中身まで精査されているとは私は思えないわけなんです。ここが僕は問題だというふうに思っとるんです。多くの人に何となくいい本だというふうに思われていますが、中身は反国家的なイデオロギーに覆われており、一方的な価値観しか押しつけていないと。教育がかなりおかしかった時代に、日教組によって漫画でありながら一斉に全国の学校に持ち込まれて、今もなお、今ぼろぼろになってなくなったところもある言うけれど、ぼろぼろになって残っところもある。何となくいい本だと思われて、内容も精査されずに、校長、教員、そして保護者や当然市民の知らないところで、三次の子どもたちがトラウマと捏造の自虐史観を植えつけられとるんです。これは紛れもない事実ですよ。読んだ子は絶対に植えつけられますから。

あれを読んだ子が、本当に正しい歴史認識や天皇陛下に対する敬愛の念が僕は持てるわけがないと思うんですよ。読んだ子が把握できて、あれはうそなんだよと、あれはこうじゃないんだよと、天皇陛下は戦後こういったことをされたんだよとかといったことを一々教えるわけがないし、教えられるわけがないんですよ、忙しい学校の先生が。だから、松江は閉架にして、今も言ったようにどの子が読んだかわかるようにして、ちゃんと大人が寄り添ってフォローしてあげようっていうようなスタンスをとらんと、あれを開架で誰でも自由に読めるようにしとったら、僕は絶対に子どもたちに悪い影響が出るというふうに思っておりますんで、そういった

ところに対して間違った理解を持った方に、じゃどうやってより戻す教育を行うのか、そこをちょっとお伺いいたしたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 書物は学校図書だけでなく、いろいろな書物を子どもたちは手にし、見るがあると思います。悪を描いたものの中にはあるかもしれません。テレビドラマにしても映画にしても、いろいろあると思います。ですから、それを正しい方向に導くというのが学校教育、義務教育の中で、現在学習指導要領にのっとって行っておる教育だというふうに認識しております。ですから、学校における授業において、そこをしっかりと教育、指導していくということが大事だと思います。

それから、1つ加えさせていただきますと、先ほどの図書選定基準において漫画の項目ございます。議員もごらんいただいているかもしれませんが、これは選定基準の中に基準として上げてるのに、悪や不正がたたえられているような内容、あるいは戦争や暴力が賛美されてるような内容になっていないかという表現があります。これは、作品全体を通じてそういったものが賛美されてるというものかどうかというのが判断の基準になろうかと思っております。1シーンを捉えて、それが全てということは不適切であろうと考えております。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 学校図書と一般の図書を、家で読める図書と一緒にするのは、僕は教育委員会として大きく間違っていると思いますよ。子どもたちや保護者が、学校に置かれてる本の中にそういった基準を違反しているものを置いとるっていうのと、家で子どもたちが、そりゃ表現の自由もあるし、買う自由もあるでしょう。しかし、学校図書の中では、図書館法にも書かれとるおとり、やはり教育課程に反しないものでなければいけないし、正しい教養を持てるようなもんじゃないといけない。今おっしゃられたけど、7番の項なんかは漫画のとこでそうに書かれとるけど、さっき言ったように8番、9番は私が申し上げました。そして5番などは、俗悪な表現で読者の心情に刺激を与えようとしてるんですよ。俗悪な言葉を故意に使ってるんですよ。やっぱりそれは、僕は今までの教育委員会が答えられとるスタンスとは、きょうの答え方はひきょうだなというふうに僕は感じましたよ。

じゃ、作者は、雑誌「Quick Japan」のインタビューの中でどう答えとるかっていったら、「はだしのゲン」のアニメ映画を見たことでトラウマを植えつけ、それによって原爆に対して嫌悪感を持ってくれればいいという旨を語っているほか、自伝でも、泣き叫んだ子どもたちありがとうと、君たちは原爆の本当の真実を知ってくれたのだと語っており、トラウマを植えつけ、ショックを受けることが原爆の悲惨さ、真実を知ることになるというスタンスなんですけれども、これが私は現代の日本の目指す教育なんだろうかというふうに私は思います。

下村文部科学大臣も8月21日の定例記者会見の中で、松江市の閉架措置については、子どもの発達段階に応じた教育的配慮は必要として、学校図書の取り扱いについて学校に指示するのは教育委員会の通常の権限の範囲内というふうの問題がないことを述べていらっしゃいますので、僕はきょうの答弁だったら、教育委員会は真正面から僕答えてもらっとるとするような感じは一切しない。やはり子どもたちが受ける精神的虐待や、心のゆがみを生み出すことに思いを至ってないというところに私は、大変他人事のような答弁の感じがして、すごい怒りを、怒りというか、もう残念でございます。子どもたちを守るために、ぜひとも教育委員の皆さんでみんなで読んで、本当にこれを子どもたちに読ませていいんか教育委員会議にぜひもう一回諮っていただきたいと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 教育委員会で審議するかどうかにつきましては、教育委員5名の中で2名以上の発議、あるいは教育委員長の提案ということがございます。条例改正等は事務局からの提案ということもございます。また、きょうの一般質問、議会の報告を教育委員会議でも毎回させていただいておりますので、その旨を伝えさせていただきたいと思っております。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 本当に残念な気持ちでございます。

ちょっと次の三次版授業モデルというものに移りたいと思っておりますが、三次は三次版の授業モデルを制定というか、つくられています、その中で、教師の自己採点によって自分がその三次版授業モデルに適用できてるかと、自己評価の中でAランクからDランクまで採点するようにされていますけれども、こちらのほうの今現状、三次市の教員の方の認定ぐあいはどのように、4段階評定の認定ぐあいをお伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 三次版授業モデルについて、その認定ぐあいという御質問ですが、三次版授業モデルの作成の趣旨は、本市の全小・中学校に共通する基本的な授業モデルを示すことで、教員の授業改善と資質の向上を図り、児童・生徒の学力向上を目指すことです。三次版授業モデルは、校内での授業研究や教員自身がみずからの授業を見直すために活用しております。設定しているAからDの評価、指標について、それは指標として示したものでございまして、一律に教員のその指標、評価をリストアップして比べるというものではございません。したがって、その評価については、個々に指導、指示等も含めて、教員の本人との面談等も含め、授業改善に役立terるといふもので使っております。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 個人で使われているということなんですけど、教育委員会としてこの三次版授業モデルというのをつくられて、やはり、今先ほど学力の話もありましたけど、何が至らんのんかとかといったところも含めてPDCAサイクル、今後の改善のこととかを教育委員会が把握される必要があるんじゃないかと思うんですけど、これを、三次市教育委員会で作られた授業モデルがちゃんと実行されておるのかどうなんかな。どれぐらい教員のみんなに浸透して、子どもたちに、この三次市の教育委員会が考えるこの授業の伝え方のすばらしさみたいなので、内容が実際にどのように伝わるとかというのを教育委員会が把握される必要があるんじゃないかと思うんですけども、もう一回お伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 三次版授業モデルというのは、本市の目指す教育、子どもたち一人一人にきめの細かい教育をしていくというために、独自で授業モデルを考えたものでございますが、特徴的に言えるのは、まず集団での思考、個人の思考と集団での思考を行っていくと、一つの授業の中で。まずは目当てというものを授業の最初に設定し、それを生徒にまず理解させる。その中で集団思考、グループの協議等も行いながら、あわせて教師は机間指導を行っていきます。机のずっと回って個々の状況をしっかり見取るというもの、それが大事なものとして捉えております。また、板書の計画とか言語活動の充実をさせるというようなものが授業モデルでございますが、これを評価を、当然学校でそういった授業をしている教員、それを校長、教頭、それから教務主任や研究主任等、ほかの教員が授業を見ます。そして、個々にその評価をし、その授業の先生とあわせて話をし、改善に役立ってくる。教育委員会としても、教育指導主事がございますので指導主事が行って授業を見、その評価をし、本人と授業改善について話し合うということも繰り返し行っております。いろいろ授業の進捗状況、先ほど申しましたように授業モデルをそのままやって、じゃあ子どもたちにその効果が出てるかどうかというのも、やはりやっただけで終わってるというものの中にはあるように思っております。しっかり子どもを見取って、その効果、子どもに本当に伝わってるかというところを客観的に評価する上で、この評価表も活用しておるところでございます。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 教育委員会として、つまり全部の教員の中でどれぐらいこれが浸透されているかというのは把握されていच्छらないという答弁だろうと思うんです。把握されていच्छるのはされていच्छるんでしょうか。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 三次版授業モデルは、全ての授業で参考にし、授業改善のもととなるものとして、全て三次市の教職員ですね、理解してもらってるというふうに思っております。ただ、先ほど言いましたように、この進捗状況、ですから、やれることやれないこと、やはりそれぞれ先生方によって差はあるというふうに思っております。認識した上で、しっかりその授業モデルを実践し、その効果が子どもたちに伝わってるかどうか、そこを見取っていくという繰り返しが必要だろうと思っております。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 質問に答えていただきたいんですけど、これの、じゃけえ認定の割合というのは、教育委員会として全体を把握されていらっしゃるかどうか。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 教育委員会事務局として、この評価表を集計したりとかということはおしておりません。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 先ほどもありましたけど、全国学力テストの公表の際には、ただ公表するんじゃなくて、やはり今後の改善方法なんかもともにあわせて出すようにたしか示されておったと思うんですけども、教育委員会としては、せっかくこうやってつくられたりしとるものがあるのであれば、全体を教育委員会が把握し、そして分析していくと、ここの学校は成績がいいとか悪いとかという部分にももしかしたらつながるとる部分が見つかるかもしれんし、今後は把握されていくべきじゃないでしょうか。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 先ほどの三次版授業モデルの評価あるいは評価する基準っていうなものを定めておりますが、一人一人の教員がどういうレベルにあるかっていうことについて、データを今持っているということをございませませんが、今小中一貫の教育をやっておりまして、小学校が中学校の授業を見、その先生方の授業が三次版授業モデルでどういう使い方をされてるのか、そういうことを、小学校は中学校を見たり、あるいは中学校は小学校の先生を見たり、あるい

は小学校同士でそういうものを研究していくと。そして目標は、やはり全ての県費教師も、それから市費の教員もそういう三次版授業モデルを十分に活用して、子どもたちに基礎基本の力だけではなくて活用できる力をつけていき、学力は県内トップファイブに入るように、そういう授業改善っていうものに市教委としては努力をしていきたいと思えますし、現在チームをつくって各中学校区ごと、あるいは学校に今入っております、そういう面で今の三次版授業モデルや学力の向上に対する対応について指導しておりますので、それをさらに続けていきたいというふうに考えております。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) じゃけ、さっきから質問に答えてもらってないんですけれども、全体を今後教育委員会として把握する必要があるんじゃないんですかということをお聞きしたいんです。今も言っちゃったように、県内トップファイブを目指すとかということの中で、これがどのような成果が出るかとかということも含めて、PDCAのサイクルを使ってやっぱりやるところはやっていかんと、やみくもに県内トップファイブとか言うても、じゃ何が原因で、いい学校と悪い学校があるかとかということと比較したときに、ああこれがまだ浸透してないなとかといったところを、教育委員会でちゃんと見つけないといけない。各学校だけじゃたら見つけられないものを広く客観的に見つけていくためにも、知る必要があるんじゃないんですかとお伺いします。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 今おっしゃる三次版授業モデルを使ってどのように教師が授業を展開してるかということについては、市教委としてもできるだけ公開研究会やあるいは研修会やそういう、あるいは訪問したときとか、そういう面についてできるだけ把握をしていきたいと。そして、行く行くは全ての教師がそういうものを十分に使いこなせるというふうになるように努力をしていきたいというふうに思います。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 何ぼ言っても僕が聞いたところは答えてもらえんのですけど、とにかく改善のためにしっかりと全体を把握していただきたい。で、分析に活かしていただきたいという思いですんで、これせつかくつくってあるんだから、僕、別にこれができたらんけえいけんどうこうじゃなくって、しっかりと活用していただきたいという思いなんで、そこを間違えてとらんでください。授業のやり方だけでなく、やはり歴史認識についても整合性はとれているのか、どの教員の授業でも同じ表現で同じ認識を子どもに教えられているのか。社会科でいえば日本人の立場で、公式でない見解で教育しているケースはないのか、それによって間違っ

た認識を植えつけていることはないのか。授業のやり方とか、そういったテクニックだけでなく、歴史認識の公式見解や学習指導要領本来の思いや狙いを子どもに正しく教えられるようにしていただきたいんですけども、どのように現状を捉えていらっしゃるのでしょうか。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 三次版授業モデルの関連の中で、授業のやり方だけでなく、歴史認識との整合性という観点でお答えをさせていただければと思うんですが。社会科の学習指導要領については、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うと示されております。本市でも、この趣旨にのっとり授業を展開しているところですが、こうした授業を充実させるために各校で授業研究や、例えば県立教育センターの専門性を高める研修に参加したり、それから市内の教職員で組織している教科単位の部会等で研修を行っております。また、教員みずから自主サークルでの組織しまして、そこで週休日等も活用して、お互いに授業力を高め合おうとする自主研修を実施している教員もふえておるところでございます。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 先般、佐賀県の神崎市というところに視察に伺わせていただきました。その中で、長年、段階段階を踏みながら、この市ではまず子どもたちの学習の決め事、全校に対する学習の決め事があって、教師のハンドブックということで、電話のとり方とか社会人としての部分から、教育公務員としての部分から、一つ一つもう全教師がこれをもとにやるという教師のハンドブックというのをつくられて、後は今からまた説明しますけれども、子学、親学ということで家庭学習の決まりを全市内の家庭、子どもたちは第1学年から第6学年まで、こういった家庭学習のさせ方をしてくださいとか、親学として、親はこういったことを子どもたちと守ってくださいとか、ボランティアにも参加してくださいとかというようなことで、一個一個段階を踏みながら共有を図っていかれるんです。ことしになって神埼4つの誓いというのを、後ほどまた問いますけれども、みよしっ子宣言として。みんなで子育てをしていく上での標語というか、芯になるものをつくっていかれるというような中で、この学校においては、各小・中学校から毎年1名ずつ選抜していただいて、1年間のカリキュラムで、大体月に1回ぐらいの中で教師塾というようなこともされていらっしゃる。教育のことを教えるだけじゃなくて、一般の起業家の方とか、教育のことだけじゃない教養とかも含めて、そういう教師塾のようなものもされていらっしゃるんですけども、そういったような教員個々の思いがぶれんというような、三次市教育委員会の思いがしっかり伝わるような今言ったような教師塾のようなものをされるお考えはないか、お伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長（竹原孝剛君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 教育委員会としても、教師の主体的な研修活動については大いに奨励していきたいと思っております。また、そういった支援もしていく考えです。先ほど申しました自主サークル活動、その中で研修をしていく、同じ教科の先生が集まって授業改善の研究をしていただくというような取り組みの芽生えができております。こういったものをしっかり支援していくと、あるいはそこに教育委員会のほうの指導主事も一緒に入って同じように研究成果を高めていったりとか、今議員がおっしゃったような教師塾というようなイメージのものにつながる部分があるかと思えます。そういった部分、今の自主的な研修の進め方を、より効果が上がるものに教育委員会としても考えていきたいと思っております。

（教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める）

○副議長（竹原孝剛君） 児玉教育長。

〔教育長 児玉一基君 登壇〕

○教育長（児玉一基君） 今の教師の指導ということで、1つは三次市は加配をしている、いわゆる指導主事、管理主事っていうそういうメンバーが割合多く、9名を加配しておりますんで、そういう方を中心に教師の指導は、しっかりと授業力を上げてく、アップさせていくための指導はやっていきたいというふうに思っておりますし、それから小中一貫教育基本構想の中で、教師像とか、あるいは家庭のこういうあるべき像とか、あるいは地域の像とかっていうことを掲げておりますから、そういうものを中心に連携をしながら進めていきたいというふうに思っています。

それからもう一つ、市の教師の研究協議会がございまして、そういう中で各教科ごとに地域研究会ができておりますんで、そういう点についても授業力を上げていく、あるいは教師の勉強していくための指導を、支援を、市教委としてもやっていきたいなというふうに考えております。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○副議長（竹原孝剛君） 杉原議員。

〔15番 杉原利明君 登壇〕

○15番（杉原利明君） 各教科ごとやられているということで、神崎市の場合で言えば、教科とかも関係なく各校から1名ずつ1年間のカリキュラムで、教育委員会がお金をしっかり研修、人間としての教養とかいろんな部分で1年間をかけてやられているということなんで、また今度お話しさせていただければというように思います。そういうテクニックとか、そういったことだけじゃない人間としての素養の部分とかをやられていらっしゃるということで、参考にさせていただければというふうに思います。

次に、教育ビジョンの実現についてということでお伺いしますが、大きな夢、高い志ということで、ぜひとも実現させたいというふうに私も思うわけですが、志を立てる上で必要なものというのは教育委員会はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。



(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 本市がみよし教育ビジョンで、目指す子ども像、三次「夢人」、お示ししております。これは、三次を愛し、誇りに思い、夢を持ち、学び続ける心と、社会の一員として積極的に貢献する志を持った子ども、これを育てていくということでございます。この具体的な実現のためには、小中一貫教育基本構想でその内容をお示ししているところでございます。志を立てるということは非常に大事なことでビジョンの中でも考えております。自立した社会人になるために必要な能力として、他者に積極的に働きかける力やコミュニケーションスキルなどの人間関係の形成能力、自己の役割理解や忍耐力などの自己理解、自己管理能力を高めていくことを目指しております。また、課題解決の計画をつくったり実行するなどの課題対応能力、学ぶことや働くことの意義や役割などを理解し、将来を考えるなどのキャリアプランニング能力も必要と考えております。これらの能力を、発達段階に応じた学習により身につけさせることが必要だと考えます。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 教育委員会が考える志を立てるとは何か、お伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) みよし教育ビジョンで示している志とは、自分のよさを知り、知・徳・体の基礎的な力を身につけた上で、社会の一員として積極的に貢献したいという意思を持って自己の実現を図ろうという考えが志であると考えております。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 京都にある哲学の道で有名な西田幾多郎という方がいらっしゃいましたが、その教えを受けて、戦後、神戸大学教育学部などで教授をされ、人間教育の師父とも呼ばれる哲学者、教育者、森信三先生は、一度しかない人生をどう生きるか、自分の人生の意義をどこに見出すか、その覚悟を決めることを立志とおっしゃられています。私は、志を持たせる上で必要なものとは、今もおっしゃられちゃった部分と重なる部分もありますけど、やはり自分を磨き高めることと、世の中の役に立つことを一致させた目的のある生き方に導く教育だろうというふうに思ってます。自分を磨いた分、世の中の役に立ち、世の中の役に立とうとする分、自分を磨いていくと。自分の個性や能力を何のために、誰のために生かすのかという原点をつかんでいく教育が必要だろうというふうに思っております。そういった他者のためとか

ということを思うためには、大前提としてやはり社会の一員であるということを感じてもらふ必要があるわけですが、そのためには三次、日本を愛してもらわないと話にならないというふうに考えます。改めて我が国を愛することの必然性や、歴史、言語の重要性について、どのように捉えていらっしゃるかお伺いいたします。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 国際社会において大きな役割を担うことになった日本のあり方を考えさせること、国際社会の中で信頼と尊敬を得る日本人を育成していくことは極めて大切なことだと思います。その意味で、グローバル化が一層発展する中、国民的自覚や自国を愛することを国際的な視野に立って深めていくことは必要であると考えております。また、我が国の歴史に対する理解と愛情を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することにつながるものであり、重要であると捉えております。特に言語、国語につきましても、人間と人間との関係の中で、お互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく基盤となるものと考えております。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) どうか僕は教育長と、学習指導要領の丸写しの文章を読んでいただくんじゃなくて、本当に心と心の会話をこの場でさせていただきたいというふうに思います。

以前も申し上げましたが、僕中学生、今三次の子どもたちの中学生の卒業作文のようなものを読ませていただくと、子どもたちの夢というのがもう職業で終わつるとというようなケースが多く見受けられるんですけど、これは僕、教育ビジョンに対して三次市の教育がまだ至っていないところだろうというふうに思っていますが、いかがでしょうか。職業で志や夢が終わっている。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) その作文というものが、職業に対してというような夢を書かせたいというテーマかもしれませんが、子どもたち、いろんな夢を持ってると思います。その夢が実現できないというのも成長によってやはり決まってくる部分もありますし、職業においても、子どものころ目指した職業になかなかつけないということもあろうと思います。夢を持ち、学び続ける心を育てていくというのは、いろんな夢を、可能性をやっぱり切り開いていくという教育が大事だろうと思います。それで、たとえその夢が壊れてしまうということがあっても、また新しい次の夢を見つけ出して、それに向かってしっかり学び、夢を実現させていくような子どもということで、教育ビジョンのほうは目指す三次「夢人」を設定をしたところでござい

ます。これが、今からこういう、そういうスローガンの浸透と申しますか、子どもたちには具体的にそういう力をつけてくということが、小中一貫教育を進める中でしっかりそういう力をつけてくというふうに考えて進めておるところでございます。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○副議長(竹原孝剛君) 杉原議員。

[15番 杉原利明君 登壇]

○15番(杉原利明君) 離職率の七五三の問題というようなのも聞いたことあると思いますけど、中卒で働いたら7割の方がすぐに仕事をやめると、高卒で5割の方がすぐやめられ、大卒の3割の方がついた仕事をすぐやめられるというような、離職者が大変多いというような問題も日本で言われていますけど、やっぱり動機をしっかりとる子というのは、途中で失敗したりしてもくじけないだろうというふうに思います。その逆もしかりで、なぜその仕事についたのかとかという動機をしっかりとるよう教育していくことがやっぱり何よりも大事で、その仕事はいいんですよ、仕事は手段としてですけど、その仕事という手段を使って何をしたいのかと。どう世の中の役に立ちたいのかというような原点の部分をもっともっと掘り下げていくことが、僕は三次市の教育にこれから大変必要な部分だろうというふうに思いますんで、私は、前も言ってますけど、コアカリキュラムを僕は応援すると。みよしビジョンを応援する立場でいつも質問させていただくとするわけなんで、私は別にいつも否定をするためにこの場に立つとるんじゃないかって、三次市のよき教育アドバイザーとして私はこうやって場に立たせていただくとるんで、ぜひともともに考えていただければと思うんですけど。今言ったように、やはりどんな逆境でも折れない志を立てるということが、どんな場面でも、自分の原点に戻ればもう一回立ち上がっていけると。そういったもんを腹に持たせていただきたいと。それを私は立志という部分で、コアカリキュラムの中でキャリア教育を中心としてしっかり実現していただきたいというふうに思います。

やはり種がないと根も張らないし、根でどれだけの自分の舞台を定めて、三次なのか日本なのか世界なのか、その大きい芽の中で太い幹が育んでいかれるんだろうというふうに思いますんで、やはり原点。原点でこうしたいという決心や覚悟が整ったら、僕はおのずと勉強も自分で吸収したいと、こういった知識も吸収したいというふうに思って、学力も上がると思います。この立志、根本、原点の覚悟の部分をしっかり私は実現していただきたいというふうに思います。最初にも言いましたが、大変な時代だからこそ、僕は志を立てた子どもが物すごいやりのある人生、自分の生きてきて、生きがい、活躍の場というのを見つけられる、物すごい燃えられる時代だろうというふうに思っておりますので、やはりそういった生きがいを感じていただければ、目の輝く生き生きとした子どもが生まれていくと思いますんで、立志に主眼を置いた教育、教育特区の取得も願っておりますので、また残った質問は次回に回させていただきます。御清聴ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○副議長(竹原孝剛君) 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問はあす行いたいと思います。お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(竹原孝剛君) 御異議なしと認めます。

よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は大変御苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 3時 5分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年12月11日

三次市議会議長 沖原賢治

三次市議会副議長 竹原孝剛

会議録署名議員 平岡 誠

会議録署名議員 大森俊和